

平成28年第1回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件 名	ページ 番号
議案第4号	平成27年度三豊市一般会計補正予算(第5号)	1
議案第5号	平成27年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	2
議案第6号	平成27年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)	3
議案第7号	平成27年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	4
議案第8号	平成27年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	5
議案第9号	平成27年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)	6
議案第10号	平成27年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	7
議案第11号	平成27年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第3号)	8
議案第12号	平成27年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)	9
議案第13号	平成27年度三豊市病院事業会計補正予算(第1号)	10
議案第14号	平成28年度三豊市一般会計予算	11
議案第15号	平成28年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算	12
議案第16号	平成28年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算	13
議案第17号	平成28年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算	14
議案第18号	平成28年度三豊市介護保険事業特別会計予算	15
議案第19号	平成28年度三豊市介護サービス事業特別会計予算	16
議案第20号	平成28年度三豊市集落排水事業特別会計予算	17
議案第21号	平成28年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算	18
議案第22号	平成28年度三豊市港湾整備事業特別会計予算	19

議案番号	件 名	ページ 番号
議案第23号	平成28年度三豊市水道事業会計予算	20
議案第24号	平成28年度三豊市病院事業会計予算	21
議案第25号	三豊市行政不服審査会条例の制定について	22
議案第26号	三豊市男女共同参画推進条例の制定について	25
議案第27号	三豊市市民センター条例の制定について	33
議案第28号	三豊市新公立病院改革プラン検討委員会設置条例の制定について	39
議案第29号	三豊市社会福祉法人の助成に関する条例の制定について	42
議案第30号	行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について	45
議案第31号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について	51
議案第32号	三豊市行政手続条例の一部改正について	55
議案第33号	三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について	59
議案第34号	三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部改正について	61
議案第35号	三豊市職員の給与に関する条例の一部改正について	63
議案第36号	三豊市職員等の旅費に関する条例の一部改正について	86
議案第37号	三豊市詫間町箱浦ビジターハウス条例の一部改正について	90
議案第38号	三豊市人権擁護条例の一部改正について	92
議案第39号	三豊市特定教育・保育施設の利用に関する選考委員会設置条例の一部改正について	94
議案第40号	三豊市産地形成促進施設条例の一部改正について	96
議案第41号	三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部改正について	98
議案第42号	三豊市公民館条例の一部改正について	100

議案番号	件 名	ページ 番号
議案第43号	三豊市豊中町芙蓉文化の里館条例の一部改正について	104
議案第44号	三豊市武道館条例の一部改正について	106
議案第45号	三豊市老人福祉センター条例の廃止について	108
議案第46号	三豊市高瀬町地域農産物利用促進センター条例の廃止について	110
議案第47号	香川県広域水道事業体設立準備協議会規約の一部変更について	112
議案第48号	指定管理者の指定について(三豊市詫間町松崎コミュニティセンター)	113
議案第49号	指定管理者の指定について(三豊市詫間町箱浦ビジターハウス)	114
議案第50号	指定管理者の指定について(三豊市立西香川病院)	115
議案第51号	指定管理者の指定について(三豊市高瀬町老人デイサービスセンター)	116
議案第52号	市道の路線廃止について(三ノ瀬線)	117
議案第53号	市道の路線廃止について(詫間203号線)	120

議案第 4 号

平成 27 年度三豊市一般会計補正予算（第 5 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 27 年度三豊市一般会計補正予算（第 5 号）を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 5 号

平成 27 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 27 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 6 号

平成 27 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 27 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 7 号

平成 27 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 27 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 8 号

平成 27 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 27 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 9 号

平成 27 年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 27 年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 10 号

平成 27 年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 27 年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 1 1 号

平成 2 7 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 8 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 12 号

平成 27 年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 27 年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 13 号

平成 27 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 14 号

平成 28 年度三豊市一般会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、平成 28 年度三豊市一般会計予算を別冊の
おり提出する。

平成 28 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 15 号

平成 28 年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、平成 28 年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 16 号

平成 28 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、平成 28 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 17 号

平成 28 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、平成 28 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 18 号

平成 28 年度三豊市介護保険事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、平成 28 年度三豊市介護保険事業特別会計
予算を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 19 号

平成 28 年度三豊市介護サービス事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、平成 28 年度三豊市介護サービス事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 20 号

平成 28 年度三豊市集落排水事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、平成 28 年度三豊市集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 2 1 号

平成 2 8 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算

地方自治法第 2 1 1 条の規定により、平成 2 8 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 2 8 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 22 号

平成 28 年度三豊市港湾整備事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、平成 28 年度三豊市港湾整備事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 23 号

平成 28 年度三豊市水道事業会計予算

地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により、平成 28 年度三豊市水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 24 号

平成 28 年度三豊市病院事業会計予算

地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により、平成 28 年度三豊市病院事業会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 25 号

三豊市行政不服審査会条例の制定について

三豊市行政不服審査会条例を次のように定める。

平成 28 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市行政不服審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）

第81条第4項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の機関の名称は、三豊市行政不服審査会（以下「審査会」という。）とする。

(所掌事務)

第3条 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再委嘱されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 審査会に、専門の事項を審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

6 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

7 専門委員は、当該専門の事項に関する審査が終了したときは、解嘱されるものとする。

8 委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その

職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第7条 第5条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

(準備行為)

2 第5条の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(任期の特例)

3 最初に委嘱される委員の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成28年4月1日から同年9月30日までとする。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表個人情報保護審議会委員の項の次に次のように加える。

行政不服審査会委員	日額 8,000
-----------	----------

議案第 26 号

三豊市男女共同参画推進条例の制定について

三豊市男女共同参画推進条例を次のように定める。

平成 28 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 行為の制限（第9条・第10条）

第3章 基本的施策（第11条－第21条）

第4章 雑則（第22条）

附則

私たちの住む三豊市は、備讃瀬戸をのぞむ美しい海岸線、三豊平野、讃岐山脈など、海から山まで多彩な自然環境に恵まれ、歴史ある豊かな文化を持つまちです。このまちで、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任や利益を分かち合えること、また性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できること、そして「三豊が一番」と誰もが安心して生活できるまちを実現することが、私たち市民の願いです。

本市においては、男女共同参画社会の実現のため、「三豊市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に向けた様々な取組を進めてきました。

しかしながら、性別による固定的役割分担の意識は依然根強く、一人ひとりの個性や能力を発揮する機会を奪う要因や解決しなければならない課題が多く残されています。

このような課題を解決し人権尊重のまちづくりを推進するためには、自らの意思で社会のあらゆる分野に参画することのできる男女共同参画社会の実現に向けた一層の努力が求められています。

ここに、本市が市民、事業者、関係機関などの協働により、“一人ひとりが自分らしく輝くために”を基本理念に男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市並びに市民、事業者、市民団体及び教育関係者（以下「市民等」という。）の責務を明らかにす

るとともに、男女共同参画の推進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野(以下「あらゆる分野」という。)における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮することにより、均等に成果及び利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 あらゆる分野の活動に参画する機会において、男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市の区域内に在住、在勤又は在学をする個人をいう。
- (4) 事業者 市の区域内において、営利又は非営利を問わず、事業その他の活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 市民団体 市の区域内において活動を行う団体をいう。
- (6) 教育関係者 学校教育をはじめ、家庭、地域、職場その他の社会のあらゆる場において行われる教育に携わる者をいう。
- (7) ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和をいい、やりがい及び充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域社会等においても子育て期、中高年期等の人生の各段階に応じた多様な生き方を選択し、実現できることをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び生活の本拠を共にする交際をする関係にある者を含む。以下この号において同じ。）若しくは配偶者であった者又はこれらに準ずる親しい関係にある者からの身体的、精神的、経済的、社会的又は性的な暴力をいう。
- (9) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校その他の社会的関係が生じる場において、相手の意に反した性的な言葉若しくは行為によって、当該言動を受けた者に苦痛若しくは不快感を与え、その者の生活環境を害すること又は性的な言葉若

しくは行為を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画推進のための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 男女が性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人として人権を尊重すること。
- (2) 男女の性の違いを認めた上で、性別による固定的な役割分担の考え、制度及び慣行を見直し、男女の社会における活動についての自由な選択が妨げられることのないよう配慮すること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における方針の立案及び決定過程に共同して参画する機会を確保すること。
- (4) 男女が互いの協力と社会の支援の下、家事、子育て、介護等の家庭生活における活動とその他の社会生活における活動とを両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女がそれぞれの身体的特徴についての理解を深め、妊娠・出産等に関する事項について、互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮すること。
- (6) 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人その他のあらゆる人の人権についても、配慮すること。
- (7) 男女共同参画社会の形成のための国際的な取組に対し、連携し、及び協力すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び県その他の地方公共団体と連携するとともに、市民等と協働して取り組まなければならない。
- 3 市は、自ら率先して男女共同参画の推進のために体制及び環境を整備し、必要な措置を講じるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画について理解を深め、基本理念に基づき、あらゆる分

野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女が職場における活動に平等に参画する機会の確保及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、その事業活動において、平等に能力を発揮できる機会を確保し、男女共に子育て、介護その他の家庭生活と職業生活とを両立して行えるよう職場環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、基本理念に基づき、その団体活動において男女が対等に参画できる機会を確保するとともに、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第8条 教育関係者は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進において教育の果たす役割の重要性を深く認識し教育を行うよう努めなければならない。

- 2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 行為の制限

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第9条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 性別を理由とした差別的取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント
- (4) 妊娠又は出産を理由とする不利益な取扱い

(情報の表示における表現の配慮)

第10条 何人も、広く市民を対象として表示する情報について、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担を助長する表現
- (2) 男女間の暴力を助長する表現
- (3) 過度な性的表現

第3章 基本的施策

(男女共同参画プラン)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策等を総合的かつ計画的に推進するため、三豊市男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）を策定する。

- 2 市は、プランを策定するに当たり、積極的改善措置のうち必要と認めるものについて、数値目標を定めるものとする。
- 3 市は、プランを策定するに当たり、あらかじめ三豊市男女共同参画社会づくり推進協議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市は、プランを策定したときは、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、プランの変更について準用する。

(広報啓発活動)

第12条 市は、市民及び事業者が男女共同参画に関する関心を高め、理解を深めるよう、積極的に情報を提供し、広報啓発活動を行うものとする。

(教育の充実及び学習の推進)

第13条 市は、家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育及び学習の場において、市民の男女共同参画に関する理解を深めるため、教育の充実及び学習の推進並びにそれらの支援及び環境整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(市民及び事業者の活動支援)

第15条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動について、情報の提供、人材の育成その他必要な支援を行うものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進のために必要と認めるときは、市民及び事業者と会議を開催し、又は事業者に対して男女共同参画の状況について報告を求めることができるものとする。

(ワーク・ライフ・バランスの促進)

第16条 市は、ワーク・ライフ・バランスを図ることができるよう、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(防災における男女共同参画の促進)

第17条 市は、防災に係る施策及び現場における男女共同参画を促進し、男女双方の視点を取り入れた防災体制の構築に努めるものとする。

(積極的改善措置)

第18条 市は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間の格差が生じている場合は、市民等並びに国及び県その他の地方公共団体と協力し、必要な範囲において、積極的改善措置を講じるよう努めるものとする。

2 市は、市民等に対し積極的改善措置を講じるための情報提供及び支援を行うものとする。

(調査研究)

第19条 市は、男女共同参画の推進に必要な事項について、調査研究を行い、その結果を男女共同参画の推進に関する施策に反映するものとする。

(実施状況の公表)

第20条 市は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、公表するものとする。

(相談及び苦情の対応)

第21条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関して、市民又は事業者から相談があったときは、関係機関と連携して適切に対応するものとする。

2 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関して、市民又は事業者から苦情の申出があったときは、適切な措置を講じるものとする。

3 市は、前項の申出があった場合において、必要と認めるときは、三豊市男女共同参画社会づくり推進協議会の意見を聴くものとする。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

議案第 27 号

三豊市市民センター条例の制定について

三豊市市民センター条例を次のように定める。

平成 28 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市市民センター条例

(設置)

第1条 地域住民を主体とした文化活動の高揚及び福祉の増進を図り、もって豊かな地域コミュニティの活性化に寄与するため、三豊市市民センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(休館日等)

第3条 センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 開館時間 午前8時30分から午後10時まで
- (2) 休館日 12月29日から翌年1月3日まで

(施設の管理)

第4条 センターは、市長が管理する。

(職員)

第5条 センターに施設の管理のため、必要な職員を置くことができる。

(利用の許可)

第6条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。利用内容に変更が生じた場合も、同様とする。

- 2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) 建物又は附属設備を破損し、滅失し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。

(4) センターの管理上支障があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適切と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第8条 市長は、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公益上やむを得ない事由が生じたときは、利用許可の条件を変更し、利用を停止させ、又は利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 利用許可の条件に違反したとき。

(3) 職員の指示に従わないとき。

(4) 偽りその他不正な手段によりその利用許可を受けたとき。

(5) 災害その他事故により施設等が使用できなくなったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により利用を停止又は取り消されたことにより生じた利用者の損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

(使用料)

第9条 利用者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、利用の許可を受けたときに納付するものとする。ただし、特に市長が認めた場合は、使用料の一部又は全部を使用後に納付することができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特に必要と認められるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責に帰さない事由により利用することができなくなったとき。

(2) 利用者が利用する日の7日前までに利用申請を取り消したとき。

(目的外利用等の禁止)

第12条 利用者は、センターの利用許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復義務)

第 13 条 利用者は、センターの利用を終えたとき、又は利用を停止されたとき若しくは利用許可を取り消されたときは、直ちにその利用の場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第 14 条 利用者は、故意又は過失によりセンターに損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第 15 条 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にセンターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) センターの利用の許可に関する業務
- (2) センターの設備の維持及び管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理上必要と認める業務

3 第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第 4 条、第 6 条から第 10 条まで及び第 13 条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 5 条（見出しを含む。）及び第 8 条の規定中「職員」とあるのは「指定管理者が雇用した職員」と、第 9 条第 1 項の規定中「別表第 2 に定める使用料」とあるのは「第 16 条第 2 項の規定による利用料金」と、第 9 条第 2 項、第 10 条及び第 11 条（見出しを含む。）の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」として、これらの規定を適用する。

4 第 1 項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第 3 条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、センターの休館日を変更し、又は開館時間を変更することができる。

(利用料金)

第 16 条 前条の規定により指定管理者を指定した場合の利用料金は、当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 センターの利用料金については、別表第 2 に定める金額の範囲内で、あらかじめ

市長の承認を受けて指定管理者が定める。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

名 称	位 置
市民センター仁尾	三豊市仁尾町仁尾辛 3 4 番地 2

別表第 2 (第 9 条関係)

(1) 市民センター仁尾

(単位：1 時間当たり)

区 分	使 用 料
調理実習室	1, 9 0 0 円
会議室たけ	1 5 0
会議室うめ	1 0 0
会議室つつじ	2 5 0
会議室まつ	6 0 0
会議室つたじま	9 0 0
和室かもめ	1 0 0
和室ちどり	1 0 0
会議室ゆうなぎ	3 0 0
会議室さざなみ	3 0 0
多目的スペース	1, 6 0 0
会議室ひらいし	3 0 0
会議室こづた	3 5 0
会議室おおづた	7 0 0

会議室さくら	7 5 0
会議室もみじ	7 5 0
会議室あやめ	2 0 0
会議室ゆり	2 0 0
会議室さつき	5 0 0

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。
- 2 営利を目的として使用するときは、この表に定める額の2倍とする。

議案第 28 号

三豊市新公立病院改革プラン検討委員会設置条例の制定について

三豊市新公立病院改革プラン検討委員会設置条例を次のように定める。

平成 28 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市新公立病院改革プラン検討委員会設置条例

(設置)

第1条 市立病院における病院機能を見直し、病院事業経営の総合的な改革を検討するため、三豊市新公立病院改革プラン検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 地域医療構想を踏まえた市立病院の役割の明確化に関すること。
- (2) 市立病院の経営の効率化に関すること。
- (3) 市立病院の再編・ネットワーク化に関すること。
- (4) 市立病院の経営形態の見直しに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市立病院に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 一般社団法人三豊・観音寺市医師会の代表者
- (3) 市立病院の代表者
- (4) 関係行政機関の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、5年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再委嘱され、又は再任されることができる。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、委員のうち会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 検討委員会の会議は、公開とする。ただし、必要に応じ、検討委員会の決定により議事を非公開とすることができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、健康福祉部健康課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表三豊市予防接種等健康被害調査委員会委員の項の次に次のように加える。

新公立病院改革プラン検討委員会委員	日額 8,000
-------------------	----------

(最初の検討委員会の招集)

3 検討委員会については、委員長が選任されるまでの間は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

議案第 29 号

三豊市社会福祉法人の助成に関する条例の制定について

三豊市社会福祉法人の助成に関する条例を次のように定める。

平成 28 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市社会福祉法人の助成に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条第1項の規定に基づき、社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成の範囲)

第2条 市長は、法人に対し必要と認める場合は、当該法人が行う事業に要する費用について、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(助成の条件)

第3条 市長は、前条の規定により法人に対し助成する場合には、必要な条件を付することができる。

(助成の申請及び決定)

第4条 法人が助成を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 理由書

(2) 助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書

(3) 別に国又は県若しくはその他公共的団体から助成を受け、又は受けようとする場合には、その助成の程度を記載した書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

(報告書の提出)

第5条 補助金の交付を受けた法人は、当該事業の完了後、遅滞なく次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第6条 市長は、補助金の交付を受けた法人が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、既に交付した補助金について、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為があったとき。
- (2) 第3条の規定による条件に違反したとき。
- (3) 事業を廃止したとき。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(三豊市の設置に伴い失効することとなる合併前の社会福祉法人の助成に関する条例の経過措置を定める条例の廃止)

- 2 三豊市の設置に伴い失効することとなる合併前の社会福祉法人の助成に関する条例の経過措置を定める条例（平成18年三豊市条例第249号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に、三豊市の設置に伴い失効することとなる合併前の社会福祉法人の助成に関する条例の経過措置を定める条例の規定によりなおその効力を有するとされた合併前の条例の助成、助成の申請、報告書の提出、使用制限、助成金の返還等に関する規定は、なおその効力を有する。

議案第 3 0 号

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(三豊市情報公開条例の一部改正)

第1条 三豊市情報公開条例（平成18年三豊市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第16条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第17条を次のように改める。

（審査請求）

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、三豊市情報公開審査会に諮問し、審査請求人に通知しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとする場合（第14条第3項に規定する第三者から当該行政文書の公開について反対の意思を表示した意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

第18条第6項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(三豊市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 三豊市個人情報保護条例（平成18年三豊市条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て（第42条・）」を「審査請求（第41条の2一）」に改める。

第2章第6節を次のように改める。

第6節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第41条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審議会への諮問)

第42条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、三豊市個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第43条 第24条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。))が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第48条第1項中「第42条」を「第42条第1項」に改め、同条第4項中「不

服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（三豊市行政手続条例の一部改正）

第3条 三豊市行政手続条例（平成18年三豊市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「、異議申立て、その他の」を「その他の」に改め、「、決定」を削る。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

（三豊市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第4条 三豊市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年三豊市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（三豊市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第5条 三豊市固定資産評価審査委員会条例（平成18年三豊市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付し

なければならない。

第 11 条第 1 項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

(三豊市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 6 条 三豊市職員の給与に関する条例（平成 18 年三豊市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 3 項中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 14 条又は第 45 条」を「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 18 条第 1 項本文」に改める。

(三豊市公文書等の管理に関する条例の一部改正)

第 7 条 三豊市公文書等の管理に関する条例（平成 27 年三豊市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 1 項中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 3 項中「不服申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項の不服申立て」を「第 1 項の審査請求」に、「当該不服申立てが明らかに不適法であるとき」を「審査請求が不適法であり、却下する場合」に、「申立人」を「審査請求人」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行の日から施行する。
(経過措置)
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係

る行政庁の不作为に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

- 3 第4条の規定による改正後の三豊市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第5条第2号の規定は、同条例第4条の規定による平成28年度分以降の業務の状況の報告について適用し、平成27年度における業務の状況の報告については、なお従前の例による。

- 4 第5条の規定による改正後の第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

議案第 3 1 号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例

(三豊市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 三豊市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年三豊市条例第
43号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1
号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第7条第1項に次の1号を加える。

(3) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(1) 三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年三豊市条例第50号）

第1条

(2) 三豊市職員の給与に関する条例（平成18年三豊市条例第61号）第1条第1項

(3) 三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年三豊市条例第63号）第1
条第1項

(4) 三豊市臨時的任用職員等の給与等に関する条例（平成25年三豊市条例第3号）

第1条

(三豊市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 三豊市職員の給与に関する条例（平成18年三豊市条例第61号）の一部を次
のように改正する。

第4条第3項中「分類の」を「その分類の」に改め、「標準的な」を削り、「職
務の内容は」の次に「、等級別基準職務表（別表第3）に定めるとおりとし、級別
職務分類表は」を加える。

第5条第1項中「規則」を「等級別基準職務表及び規則」に改める。

別表に次の1表を加える。

別表第3（第4条関係）

等級別基準職務表

1 行政職給料表等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1 級	主事の職務
2 級	主任主事の職務
3 級	副主任の職務
4 級	主任の職務
5 級	課長補佐の職務
6 級	課長の職務
7 級	次長の職務 高度の知識経験を必要とする業務を処理する課長の職務
8 級	部長の職務

2 医療職給料表（一）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1 級	医師の職務
2 級	医長の職務 高度の知識経験を必要とする業務を処理する医師の職務
3 級	診療所長の職務 副院長の職務 部長の職務 高度の知識経験を必要とする業務を処理する医長の職務
4 級	病院長の職務

3 医療職給料表（二）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1 級	技師の職務
2 級	高度の知識経験を必要とする業務を処理する技師の職務
3 級	主任技師の職務
4 級	主席技師の職務
5 級	副技師長の職務
6 級	技師長の職務 薬局長の職務

4 医療職給料表（三）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1 級	看護師の職務 准看護師の職務
2 級	看護師の職務 高度の知識経験を必要とする業務を処理する准看護師の職務
3 級	主任看護師の職務 高度の知識経験を必要とする業務を処理する看護師の職務 相当高度の知識経験を必要とする業務を処理する准看護師の職務
4 級	高度の知識経験を必要とする業務を処理する主任看護師の職務 相当高度の知識経験を必要とする業務を処理する看護師の職務 特に高度の知識経験を必要とする業務を処理する准看護師の職務
5 級	看護師長の職務
6 級	総看護師長の職務

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 2 号

三豊市行政手続条例の一部改正について

三豊市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市行政手続条例の一部を改正する条例

三豊市行政手続条例（平成 18 年三豊市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

「名あて人」を「名宛人」に改める。

目次中「第 4 章 行政指導（第 30 条―第 34 条）」を

「第 4 章 行政指導（第 30 条―第 34 条の 2）」
に改める。

第 4 章の 2 処分等の求め（第 34 条の 3）」

第 1 条第 1 項中「第 3 条第 2 項」を「第 3 条第 3 項」に、「第 5 章」を「第 6 章」
に改める。

第 3 条中「第 4 章」を「第 4 章の 2」に改め、同条第 8 号中「かかわる」を「関わ
る」に改める。

第 30 条第 1 項中「行政機関」を「市の機関」に改める。

第 33 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同
項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権
限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方
に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第 34 条中「行政機関」を「市の機関」に改める。

第 4 章中第 34 条の次に次の 1 条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第 34 条の 2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が
法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律
又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の
機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとること
を求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意

見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(三豊市税条例の一部改正)

2 三豊市税条例（平成 18 年三豊市条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「第 3 3 条第 3 項」を「第 3 3 条第 4 項」に、「第 3 3 条第 2 項」を「第 3 3 条第 3 項」に改める。

議案第 33 号

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成18年三豊市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定は、平成27年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 3 4 号

三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部改正について

三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例（平成18年三豊市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の規定は、平成27年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 35 号

三豊市職員の給与に関する条例の一部改正について

三豊市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三豊市職員の給与に関する条例（平成18年三豊市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「41万2,200円」を「41万3,300円」に改める。

第29条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の75」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85」を加え、同項第2号中「100分の35」を「6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700

21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	

66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	
94		293,600	341,400	380,400		
95		294,000	341,900	381,000		
96		294,400	342,300	381,600		
97		294,600	342,400	382,300		
98		294,900	342,900	382,900		
99		295,300	343,300	383,500		
100		295,700	343,600	384,100		
101		295,900	343,900	384,800		
102		296,200	344,300	385,400		
103		296,600	344,700	386,000		
104		296,900	345,100	386,600		
105		297,100	345,600	387,300		
106		297,400	346,000			
107		297,800	346,400			
108		298,100	346,800			
109		298,300	347,300			
110		298,700	347,700			

	111		299,100	348,000				
	112		299,400	348,300				
	113		299,500	348,800				
	114		299,800					
	115		300,100					
	116		300,500					
	117		300,700					
	118		300,900					
	119		301,200					
	120		301,500					
	121		301,900					
	122		302,100					
	123		302,400					
	124		302,700					
	125		303,000					
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100
	13	283,900	365,300	427,200	496,200
	14	287,900	368,900	429,700	498,300
	15	291,800	372,300	432,100	500,400
	16	295,700	376,000	434,600	502,500
	17	299,500	379,600	436,800	504,600
	18	303,100	382,300	439,200	506,600
	19	306,600	385,100	441,600	508,600

20	310, 200	387, 900	444, 000	510, 600
21	313, 800	390, 800	446, 000	512, 400
22	317, 500	393, 400	448, 400	514, 200
23	321, 000	396, 000	450, 800	516, 100
24	324, 700	398, 600	453, 100	518, 000
25	328, 200	400, 900	455, 300	519, 700
26	331, 000	403, 200	457, 600	521, 500
27	333, 700	405, 500	459, 800	523, 300
28	336, 300	407, 800	462, 100	525, 100
29	339, 100	410, 200	464, 300	527, 000
30	341, 400	412, 300	466, 600	528, 800
31	343, 600	414, 300	468, 900	530, 600
32	346, 000	416, 400	471, 100	532, 400
33	348, 400	418, 500	473, 100	534, 000
34	350, 800	420, 500	475, 200	535, 800
35	353, 100	422, 500	477, 300	537, 500
36	355, 600	424, 500	479, 400	539, 300
37	358, 000	426, 600	481, 500	540, 900
38	360, 400	428, 600	483, 300	542, 500
39	362, 800	430, 600	485, 100	543, 900
40	365, 200	432, 600	486, 900	545, 500
41	367, 500	434, 600	488, 600	547, 000
42	368, 900	436, 400	490, 400	548, 400
43	370, 400	438, 100	492, 200	549, 800
44	371, 900	439, 900	494, 000	551, 100
45	373, 400	441, 800	495, 600	552, 300
46	374, 800	443, 600	497, 300	553, 300
47	376, 300	445, 400	499, 100	554, 300
48	377, 800	447, 100	500, 900	555, 300
49	379, 100	448, 900	502, 500	556, 300
50	380, 100	450, 600	503, 800	557, 200
51	381, 100	452, 400	505, 100	558, 100
52	382, 100	454, 200	506, 400	559, 000
53	383, 100	456, 100	507, 700	559, 800
54	384, 000	457, 300	509, 000	560, 700
55	384, 900	458, 500	510, 300	561, 600
56	385, 800	459, 700	511, 600	562, 500
57	386, 800	460, 900	512, 600	563, 400
58	387, 700	461, 900	513, 400	564, 300
59	388, 500	462, 900	514, 200	565, 200
60	389, 300	463, 900	515, 000	565, 900
61	390, 100	464, 700	515, 900	566, 800
62	390, 600	465, 400	516, 700	567, 700
63	391, 000	466, 100	517, 600	568, 600
64	391, 500	466, 800	518, 400	569, 500
65	391, 800	467, 500	519, 300	570, 400

	66		468, 200	520, 200	
	67		468, 900	520, 900	
	68		469, 600	521, 800	
	69		470, 100	522, 700	
	70		470, 800	523, 500	
	71		471, 500	524, 400	
	72		472, 200	525, 300	
	73		472, 600	526, 100	
	74		473, 200	527, 000	
	75		473, 900	527, 900	
	76		474, 600	528, 600	
	77		475, 000	529, 400	
	78		475, 600	530, 300	
	79		476, 200	531, 200	
	80		476, 700	532, 100	
	81		477, 300	532, 900	
	82		477, 800	533, 800	
	83		478, 300	534, 700	
	84		478, 800	535, 600	
	85		479, 200	536, 400	
	86		479, 800	537, 300	
	87		480, 200	538, 200	
	88		480, 700	539, 100	
	89		481, 200	539, 900	
	90		481, 800		
	91		482, 400		
	92		482, 800		
	93		483, 300		
	94		483, 900		
	95		484, 500		
	96		485, 100		
	97		485, 600		
再任用職員		295, 000	337, 400	391, 800	464, 800

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	145, 000	182, 900	218, 200	244, 400	277, 100
	2	146, 400	184, 500	219, 800	245, 800	279, 100
	3	147, 800	186, 100	221, 400	247, 000	281, 300

4	149, 200	187, 700	223, 000	248, 400	283, 500
5	150, 400	189, 200	224, 400	249, 600	285, 700
6	152, 200	190, 800	226, 000	250, 800	287, 800
7	153, 900	192, 400	227, 500	252, 000	289, 900
8	155, 600	193, 900	229, 100	253, 300	292, 100
9	157, 300	195, 500	230, 400	254, 600	294, 100
10	159, 000	197, 200	231, 900	255, 600	296, 300
11	160, 700	198, 800	233, 300	256, 700	298, 400
12	162, 500	200, 500	234, 600	257, 700	300, 600
13	164, 000	202, 100	236, 300	259, 000	302, 800
14	165, 900	203, 700	237, 700	260, 600	304, 800
15	167, 900	205, 300	238, 900	262, 200	306, 900
16	169, 800	206, 900	240, 300	263, 700	308, 900
17	171, 700	208, 400	241, 500	265, 300	311, 100
18	173, 600	210, 000	242, 700	267, 100	313, 100
19	175, 400	211, 700	243, 900	268, 900	315, 200
20	177, 300	213, 400	245, 200	270, 800	317, 300
21	179, 200	214, 700	246, 600	272, 600	319, 200
22	180, 700	216, 200	247, 600	274, 400	321, 200
23	182, 200	217, 600	248, 700	276, 200	323, 100
24	183, 700	219, 100	249, 800	278, 000	325, 100
25	185, 300	220, 500	251, 000	279, 800	327, 100
26	186, 800	221, 900	252, 500	281, 700	329, 000
27	188, 300	223, 200	253, 900	283, 600	331, 000
28	189, 700	224, 500	255, 400	285, 400	333, 000
29	191, 200	225, 900	256, 900	287, 400	334, 600
30	192, 500	227, 300	258, 600	289, 300	336, 400
31	193, 800	228, 800	260, 300	291, 100	338, 100
32	195, 100	230, 200	262, 000	293, 000	339, 900
33	196, 500	231, 600	263, 500	294, 800	341, 600
34	197, 900	232, 900	265, 300	296, 500	343, 400
35	199, 300	234, 000	267, 000	298, 300	345, 300
36	200, 700	235, 300	268, 800	300, 100	347, 100
37	201, 800	236, 700	270, 300	301, 600	348, 900
38	203, 100	238, 000	272, 000	303, 300	350, 600
39	204, 400	239, 200	273, 700	305, 000	352, 200
40	205, 700	240, 500	275, 400	306, 600	353, 900
41	206, 900	241, 800	277, 100	308, 400	355, 100
42	208, 100	243, 100	278, 700	310, 100	356, 200
43	209, 300	244, 300	280, 400	311, 700	357, 400
44	210, 500	245, 400	282, 100	313, 400	358, 600
45	211, 700	246, 600	283, 700	314, 600	359, 800
46	212, 800	248, 000	285, 400	316, 000	360, 600
47	213, 800	249, 500	287, 100	317, 500	361, 800
48	214, 900	251, 000	288, 700	319, 100	362, 900

49	215, 900	252, 600	290, 100	320, 500	363, 900
50	216, 900	254, 000	291, 700	321, 800	364, 900
51	217, 800	255, 400	293, 200	323, 000	365, 900
52	218, 800	256, 800	294, 800	324, 300	366, 900
53	219, 500	257, 900	296, 200	325, 400	367, 700
54	220, 400	259, 300	297, 700	326, 400	368, 500
55	221, 200	260, 700	299, 100	327, 500	369, 400
56	222, 200	262, 100	300, 600	328, 500	370, 300
57	222, 900	263, 100	301, 900	329, 000	370, 800
58	223, 800	264, 400	303, 100	329, 900	371, 600
59	224, 600	265, 700	304, 300	330, 700	372, 400
60	225, 400	267, 000	305, 700	331, 600	373, 200
61	226, 300	268, 000	307, 000	332, 400	373, 600
62	227, 200	269, 200	308, 200	332, 700	374, 300
63	228, 100	270, 500	309, 500	333, 300	375, 000
64	229, 200	271, 800	310, 700	334, 000	375, 700
65	229, 900	272, 800	312, 100	334, 600	376, 100
66	230, 700	273, 900	312, 900	335, 300	376, 700
67	231, 500	275, 000	313, 700	336, 000	377, 400
68	232, 400	276, 100	314, 500	336, 700	378, 000
69	233, 100	277, 200	315, 100	337, 400	378, 400
70	233, 800	278, 200	315, 800	337, 900	378, 900
71	234, 500	279, 300	316, 500	338, 500	379, 400
72	235, 200	280, 400	317, 100	339, 100	379, 900
73	235, 900	281, 300	317, 800	339, 400	380, 500
74	236, 700	282, 000	318, 000	340, 000	381, 000
75	237, 500	282, 500	318, 600	340, 500	381, 600
76	238, 300	283, 300	319, 200	341, 100	382, 200
77	238, 900	284, 100	319, 800	341, 600	382, 700
78	239, 500	284, 700	320, 300	342, 100	383, 200
79	240, 100	285, 300	320, 800	342, 600	383, 700
80	240, 700	285, 900	321, 300	343, 000	384, 200
81	241, 100	286, 600	321, 900	343, 300	384, 500
82	241, 500	287, 100	322, 400	343, 600	385, 000
83	241, 900	287, 500	322, 800	344, 000	385, 400
84	242, 300	287, 900	323, 300	344, 300	385, 800
85	242, 700	288, 100	323, 800	344, 800	386, 200
86		288, 300	324, 200	345, 100	
87		288, 500	324, 400	345, 400	
88		288, 700	324, 800	345, 700	
89		289, 100	325, 200	346, 100	
90		289, 300	325, 600	346, 400	
91		289, 500	326, 000	346, 800	
92		289, 700	326, 400	347, 100	
93		290, 100	326, 700	347, 500	

	94		290, 300	326, 900	347, 800	
	95		290, 500	327, 300	348, 100	
	96		290, 800	327, 600	348, 400	
	97		291, 200	327, 800	348, 700	
	98		291, 500	328, 100	349, 100	
	99		291, 700	328, 400	349, 500	
	100		292, 000	328, 700	349, 900	
	101		292, 300	328, 900	350, 400	
	102		292, 500	329, 200	350, 800	
	103		292, 700	329, 600	351, 200	
	104		293, 000	329, 800	315, 600	
	105		293, 300	329, 900	352, 100	
	106			330, 200	352, 500	
	107			330, 600	352, 900	
	108			330, 800	353, 300	
	109			331, 000	353, 800	
	110			331, 400	354, 200	
	111			331, 800	354, 600	
	112			332, 200	355, 000	
	113			322, 400	355, 500	
再任用職員		187, 500	214, 100	242, 300	255, 700	280, 900

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則
で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	158, 400	185, 900	234, 300	257, 300	283, 000
	2	159, 800	188, 000	236, 100	258, 300	284, 800
	3	161, 300	190, 100	237, 900	259, 200	286, 700
	4	162, 700	192, 100	239, 700	260, 300	288, 700
	5	164, 200	194, 200	241, 100	261, 200	290, 500
	6	165, 700	196, 500	242, 400	262, 200	292, 300
	7	167, 200	198, 800	243, 600	263, 000	294, 200
	8	168, 700	201, 100	244, 900	264, 100	296, 100
	9	170, 000	203, 500	246, 000	265, 200	298, 000
	10	171, 700	204, 900	247, 100	266, 000	299, 900
	11	173, 300	206, 300	248, 000	267, 200	301, 700
	12	174, 900	207, 700	249, 000	268, 400	303, 600
	13	176, 400	209, 100	250, 300	269, 700	305, 300
	14	178, 400	210, 600	251, 400	271, 100	307, 000
	15	180, 400	212, 100	252, 200	272, 300	308, 800
	16	182, 400	213, 300	253, 200	273, 800	310, 600

17	184, 600	214, 700	254, 100	275, 200	312, 500
18	186, 700	216, 200	255, 000	276, 600	314, 100
19	188, 800	217, 700	256, 000	277, 900	315, 800
20	190, 900	219, 200	257, 000	279, 400	317, 500
21	193, 000	220, 600	257, 900	281, 000	319, 000
22	195, 200	222, 300	258, 900	282, 600	320, 500
23	197, 400	224, 000	259, 900	284, 100	322, 100
24	199, 600	225, 700	260, 900	285, 600	323, 600
25	201, 600	227, 100	262, 100	286, 900	325, 300
26	202, 900	228, 800	263, 500	288, 700	326, 700
27	204, 200	230, 500	264, 700	290, 500	328, 200
28	205, 500	232, 200	266, 100	292, 200	329, 800
29	206, 700	233, 800	267, 400	293, 800	331, 200
30	207, 900	235, 200	268, 900	295, 500	332, 700
31	209, 200	236, 500	270, 500	297, 100	334, 100
32	210, 400	237, 700	272, 000	298, 800	335, 600
33	211, 700	239, 000	273, 600	300, 300	337, 200
34	213, 000	240, 100	275, 100	301, 800	338, 700
35	214, 300	241, 000	276, 400	303, 400	340, 300
36	215, 600	242, 100	277, 800	305, 000	341, 800
37	217, 000	243, 200	279, 400	306, 500	343, 500
38	218, 400	244, 300	280, 800	307, 900	345, 100
39	219, 800	245, 200	282, 300	309, 500	346, 600
40	221, 200	246, 300	283, 700	311, 100	348, 200
41	222, 200	247, 100	285, 300	312, 700	349, 400
42	223, 600	248, 000	286, 900	314, 100	350, 900
43	225, 000	248, 900	288, 400	315, 500	352, 400
44	226, 400	249, 900	290, 000	317, 000	353, 800
45	227, 600	250, 800	291, 400	318, 100	355, 400
46	229, 000	251, 800	292, 800	319, 500	356, 400
47	230, 300	252, 800	294, 300	320, 900	357, 900
48	231, 600	253, 800	295, 800	322, 400	359, 200
49	232, 700	254, 800	297, 100	323, 500	360, 600
50	233, 800	256, 000	298, 400	324, 900	362, 000
51	234, 800	257, 200	299, 800	326, 200	363, 300
52	235, 900	258, 500	301, 200	327, 500	364, 700
53	237, 000	259, 700	302, 700	328, 900	366, 200
54	238, 100	261, 200	304, 000	330, 300	367, 400
55	239, 100	262, 600	305, 400	331, 700	368, 500
56	240, 100	264, 100	306, 800	333, 000	369, 700
57	241, 100	265, 700	307, 900	333, 900	370, 800
58	242, 100	267, 300	309, 100	335, 200	371, 700
59	242, 900	268, 800	310, 300	336, 400	372, 700
60	243, 900	270, 400	311, 700	337, 700	373, 700
61	244, 900	271, 800	312, 800	338, 800	374, 300
62	245, 900	273, 300	314, 100	339, 700	375, 100
63	246, 800	274, 800	315, 400	340, 900	375, 900

64	247, 800	276, 200	316, 600	342, 200	376, 700
65	248, 700	277, 800	317, 900	343, 300	377, 400
66	249, 700	279, 300	319, 200	344, 500	378, 100
67	250, 800	280, 800	320, 500	345, 700	378, 900
68	251, 800	282, 300	321, 800	346, 800	379, 600
69	252, 700	283, 500	322, 500	347, 800	380, 200
70	253, 800	285, 000	323, 600	348, 800	380, 800
71	255, 000	286, 500	324, 700	349, 900	381, 500
72	256, 200	287, 900	325, 600	351, 000	382, 100
73	257, 600	289, 100	326, 900	351, 800	382, 800
74	258, 900	290, 500	327, 600	352, 900	383, 300
75	260, 200	291, 900	328, 700	354, 000	383, 900
76	261, 500	293, 200	329, 900	355, 100	384, 400
77	262, 500	294, 700	331, 000	355, 800	384, 800
78	263, 600	296, 000	332, 200	356, 600	385, 400
79	264, 900	297, 200	333, 300	357, 400	385, 900
80	266, 200	298, 500	334, 500	358, 100	386, 200
81	267, 300	299, 300	335, 600	358, 700	386, 500
82	268, 300	300, 500	336, 700	359, 200	387, 000
83	269, 400	301, 600	337, 700	359, 800	387, 400
84	270, 500	302, 800	338, 800	360, 300	387, 700
85	271, 400	303, 900	339, 700	360, 900	388, 000
86	272, 300	305, 100	340, 700	361, 400	388, 500
87	273, 400	306, 300	341, 600	362, 000	389, 000
88	274, 500	307, 400	342, 600	362, 500	389, 400
89	275, 500	308, 700	343, 600	362, 900	389, 700
90	276, 400	309, 900	344, 400	363, 300	390, 100
91	277, 400	311, 100	345, 200	363, 900	390, 600
92	278, 400	312, 300	346, 000	364, 400	391, 000
93	279, 400	313, 100	346, 600	364, 700	391, 400
94	280, 400	313, 800	347, 200	365, 200	
95	281, 300	314, 500	347, 900	365, 600	
96	282, 300	315, 100	348, 500	365, 900	
97	283, 200	315, 800	348, 900	366, 500	
98	284, 000	316, 100	349, 300	367, 000	
99	284, 600	316, 700	349, 800	367, 500	
100	285, 500	317, 400	350, 200	368, 000	
101	286, 300	317, 800	350, 700	368, 600	
102	287, 100	318, 400	351, 100	369, 100	
103	287, 900	319, 000	351, 600	369, 600	
104	288, 700	319, 600	352, 000	370, 000	
105	289, 400	320, 000	352, 300	370, 600	
106	289, 900	320, 500	352, 800	371, 100	
107	290, 400	321, 000	353, 200	371, 600	
108	290, 900	321, 500	353, 500	372, 100	
109	291, 100	321, 900	354, 000	372, 700	

110	291, 400	322, 300	354, 500	373, 100
111	291, 600	322, 600	355, 000	373, 600
112	292, 000	322, 900	355, 500	374, 100
113	292, 300	323, 300	356, 000	374, 700
114	292, 500	323, 700	356, 500	
115	292, 900	324, 100	357, 000	
116	293, 200	324, 400	357, 400	
117	293, 500	324, 600	357, 800	
118	293, 800	324, 900	358, 200	
119	294, 100	325, 300	358, 700	
120	294, 500	325, 500	359, 200	
121	294, 800	325, 700	359, 600	
122	295, 200	326, 000	360, 100	
123	295, 500	326, 300	360, 600	
124	295, 900	326, 600	361, 100	
125	296, 100	326, 800	361, 400	
126	296, 300	327, 100		
127	296, 600	327, 500		
128	297, 000	327, 700		
129	297, 200	327, 800		
130	297, 500	328, 100		
131	297, 900	328, 500		
132	298, 300	328, 700		
133	298, 500	329, 000		
134	298, 800	329, 400		
135	299, 200	329, 800		
136	299, 500	330, 200		
137	299, 700	330, 500		
138	300, 000	330, 900		
139	300, 400	331, 300		
140	300, 700	331, 700		
141	300, 900	332, 000		
142	301, 300	332, 400		
143	301, 700	332, 700		
144	302, 000	333, 100		
145	302, 100	333, 400		
146	302, 400	333, 800		
147	302, 700	334, 200		
148	303, 100	334, 600		
149	303, 300	334, 900		
150	303, 500	335, 300		
151	303, 800	335, 700		
152	304, 100	336, 100		
153	304, 500	336, 400		
154	304, 700			

	155	304, 900				
	156	305, 200				
	157	305, 500				
	158	305, 800				
	159	306, 100				
	160	306, 400				
	161	306, 800				
	162	307, 100				
	163	307, 400				
	164	307, 700				
	165	308, 100				
	166	308, 400				
	167	308, 700				
	168	309, 000				
	169	309, 400				
再任用職員		233, 900	254, 200	261, 400	271, 600	287, 900

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 三豊市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条中「地域手当は、」を削り、「職員には」の次に「前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き」を、「当分の間」の次に「、前条の規定にかかわらず」を加え、「管理職手当及び扶養手当」を「扶養手当及び管理職手当」に改め、同条を第12条の2とする。

第11条の次に次の1条を加える。

第12条 地域手当は、次項に規定する地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、高松市に在勤する職員については、100分の6の割合を乗じて得た額とする。ただし、他の地方公共団体等に派遣され、その勤務場所が市外である職員の地域手当を算出する割合は、100分の3から100分の20までの範囲で市長が定める割合とする。

第16条の次に次の1条を加える。

(単身赴任手当)

第16条の2 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居して

いた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、3万円を超えない範囲内で規則で定める額（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。
- 3 国家公務員、職員以外の地方公務員その他の規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第29条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」を「100分の37.5」に改める。

別表第1中

「	「	「
7級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
円	円	円
361, 300	361, 300	406, 900

363, 900	363, 900	409, 300
366, 400	366, 400	411, 800
369, 000	369, 000	414, 200
371, 100	371, 100	416, 100
373, 600	373, 600	418, 400
375, 900	375, 900	420, 500
378, 400	378, 400	422, 700
380, 900	380, 900	424, 700
383, 600	383, 600	426, 800
386, 200	386, 200	428, 900
388, 900	388, 900	431, 000
391, 300	391, 300	432, 700
393, 600	393, 600	434, 500
395, 800	395, 800	436, 500
398, 200	398, 200	438, 500
400, 000	400, 000	440, 400
402, 000	402, 000	442, 200
403, 900	403, 900	444, 000
405, 700	405, 700	445, 700
407, 600	407, 600	447, 500
409, 400	409, 400	449, 000
411, 200	411, 200	450, 400
413, 100	413, 100	451, 900
414, 900	414, 900	453, 300
416, 400	416, 400	454, 600
417, 900	417, 900	455, 900
419, 500	419, 500	457, 100
421, 100	421, 100	458, 100
422, 400	422, 400	458, 800
423, 700	423, 700	459, 600
424, 900	424, 900	460, 300
426, 100	426, 100	461, 000
427, 400	427, 400	461, 800
428, 700	428, 700	462, 500
429, 900	429, 900	463, 100
431, 100	431, 100	463, 600
431, 900	431, 900	464, 200
432, 700	432, 700	464, 800
433, 500	433, 500	465, 400
434, 100	434, 100	465, 900
434, 800	434, 800	466, 400
435, 500	435, 500	466, 800
436, 200	436, 200	467, 100
437, 000	437, 000	467, 400
437, 800	437, 800	
438, 200	438, 200	
438, 900	438, 900	
439, 400	439, 400	
439, 800	439, 800	
440, 200	440, 200	
440, 600	440, 600	
441, 000	441, 000	
441, 400	441, 400	
441, 800	441, 800	
442, 100	442, 100	
442, 400	442, 400	
442, 800	442, 800	
443, 100	443, 100	
443, 400	443, 400	
443, 700	443, 700	

を

に改める。

355, 600

355, 600	388, 700

別表第2イの表中

5級 給料月額
円
277, 100
279, 100
281, 300
283, 500
285, 700
287, 800
289, 900
292, 100
294, 100
296, 300
298, 400
300, 600
302, 800
304, 800
306, 900
308, 900
311, 100
313, 100
315, 200
317, 300
319, 200
321, 200
323, 100
325, 100
327, 100
329, 000
331, 000
333, 000
334, 600
336, 400
338, 100
339, 900
341, 600
343, 400
345, 300
347, 100
348, 900
350, 600
352, 200
353, 900
355, 100
356, 200
357, 400
358, 600
359, 800
360, 600
361, 800
362, 900
363, 900
364, 900

5級 給料月額	6級 給料月額
円	円
277, 100	324, 900
279, 100	326, 900
281, 300	329, 100
283, 500	331, 300
285, 700	333, 300
287, 800	335, 500
289, 900	337, 600
292, 100	339, 800
294, 100	341, 800
296, 300	343, 900
298, 400	346, 100
300, 600	348, 200
302, 800	349, 900
304, 800	351, 900
306, 900	353, 800
308, 900	355, 800
311, 100	357, 700
313, 100	359, 700
315, 200	361, 700
317, 300	363, 700
319, 200	365, 500
321, 200	367, 500
323, 100	369, 600
325, 100	371, 700
327, 100	373, 100
329, 000	374, 900
331, 000	376, 700
333, 000	378, 400
334, 600	380, 200
336, 400	381, 700
338, 100	383, 300
339, 900	385, 000
341, 600	386, 300
343, 400	387, 600
345, 300	388, 900
347, 100	390, 100
348, 900	391, 200
350, 600	392, 400
352, 200	393, 500
353, 900	394, 600
355, 100	395, 400
356, 200	396, 200
357, 400	397, 000
358, 600	397, 800
359, 800	398, 200
360, 600	398, 800
361, 800	399, 300
362, 900	399, 700
363, 900	400, 100
364, 900	400, 400

365, 900		365, 900	400, 700
366, 900		366, 900	401, 000
367, 700		367, 700	401, 300
368, 500		368, 500	401, 600
369, 400		369, 400	401, 900
370, 300		370, 300	402, 200
370, 800	を	370, 800	402, 500 に改める。
371, 600		371, 600	402, 800
372, 400		372, 400	403, 100
373, 200		373, 200	403, 500
373, 600		373, 600	403, 700
374, 300		374, 300	404, 000
375, 000		375, 000	404, 300
375, 700		375, 700	404, 600
376, 100		376, 100	404, 800
376, 700		376, 700	405, 100
377, 400		377, 400	405, 400
378, 000		378, 000	405, 700
378, 400		378, 400	405, 900
378, 900		378, 900	
379, 400		379, 400	
379, 900		379, 900	
380, 500		380, 500	
381, 000		381, 000	
381, 600		381, 600	
382, 200		382, 200	
382, 700		382, 700	
383, 200		383, 200	
383, 700		383, 700	
384, 200		384, 200	
384, 500		384, 500	
385, 000		385, 000	
385, 400		385, 400	
385, 800		385, 800	
386, 200		386, 200	

280, 900

280, 900	321, 600

別表第2ウの表中

5級 給料月額
円
283, 000
284, 800
286, 700
288, 700
290, 500
292, 300
294, 200
296, 100
298, 000
299, 900
301, 700
303, 600
305, 300
307, 000
308, 800
310, 600
312, 500
314, 100
315, 800
317, 500
319, 000
320, 500
322, 100
323, 600
325, 300
326, 700
328, 200
329, 800
331, 200
332, 700
334, 100
335, 600
337, 200
338, 700
340, 300
341, 800
343, 500
345, 100
346, 600
348, 200
349, 400
350, 900
352, 400
353, 800
355, 400
356, 400
357, 900
359, 200
360, 600
362, 000

5級 給料月額	6級 給料月額
円	円
283, 000	328, 200
284, 800	330, 300
286, 700	332, 400
288, 700	334, 600
290, 500	336, 800
292, 300	338, 900
294, 200	341, 100
296, 100	343, 200
298, 000	344, 900
299, 900	346, 900
301, 700	348, 800
303, 600	350, 800
305, 300	352, 800
307, 000	354, 900
308, 800	357, 000
310, 600	359, 000
312, 500	361, 000
314, 100	363, 000
315, 800	365, 100
317, 500	367, 200
319, 000	368, 900
320, 500	371, 000
322, 100	373, 100
323, 600	375, 100
325, 300	377, 100
326, 700	378, 700
328, 200	380, 600
329, 800	382, 500
331, 200	384, 300
332, 700	386, 000
334, 100	387, 900
335, 600	389, 700
337, 200	391, 400
338, 700	393, 100
340, 300	394, 900
341, 800	396, 600
343, 500	398, 200
345, 100	399, 900
346, 600	401, 700
348, 200	403, 500
349, 400	405, 000
350, 900	406, 500
352, 400	408, 000
353, 800	409, 300
355, 400	410, 400
356, 400	411, 500
357, 900	412, 600
359, 200	413, 800
360, 600	415, 100
362, 000	416, 200

363, 300		363, 300	417, 400
364, 700		364, 700	418, 500
366, 200		366, 200	419, 700
367, 400		367, 400	420, 700
368, 500		368, 500	421, 800
369, 700		369, 700	422, 900
370, 800		370, 800	424, 000
371, 700		371, 700	424, 500
372, 700		372, 700	425, 100
373, 700		373, 700	425, 500
374, 300		374, 300	426, 100
375, 100		375, 100	426, 600
375, 900		375, 900	427, 000
376, 700		376, 700	427, 500
377, 400		377, 400	428, 100
378, 100		378, 100	428, 500
378, 900		378, 900	428, 800
379, 600		379, 600	429, 100
380, 200		380, 200	429, 500
380, 800		380, 800	429, 900
381, 500		381, 500	430, 200
382, 100		382, 100	430, 500
382, 800		382, 800	430, 900
383, 300		383, 300	
383, 900		383, 900	
384, 400		384, 400	
384, 800		384, 800	
385, 400		385, 400	
385, 900		385, 900	
386, 200		386, 200	
386, 500		386, 500	
387, 000		387, 000	
387, 400		387, 400	
387, 700		387, 700	
388, 000		388, 000	
388, 500	を	388, 500	に改める。
389, 000		389, 000	
389, 400		389, 400	
389, 700		389, 700	
390, 100		390, 100	
390, 600		390, 600	
391, 000		391, 000	
391, 400		391, 400	

287,900	287,900	325,000

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三豊市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の三豊市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 36 号

三豊市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

三豊市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

三豊市職員等の旅費に関する条例（平成 18 年三豊市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「食卓料」の次に「、移転料、着後手当、扶養親族移転料」を加え、同条に次の 3 項を加える。

1 0 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。

1 1 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、実費額又は定額により支給する。

1 2 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

第 1 9 条の次に次の 3 条を加える。

（移転料）

第 1 9 条の 2 移転料の額は、次に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第 2 の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の 2 分の 1 に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することのできる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第 3 号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 出張命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第 1 項第 3 号に規定する期間を延長することができる。

（着後手当）

第 1 9 条の 3 着後手当の額は、赴任後直ちに自ら居所するための住宅（貸間を含

む。)に入居できない場合その他の特別の事情がある場合には、当該特別の事情がある期間に係る日当及び宿泊料に相当する額とする。ただし、1回の赴任につき別表第1の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分を超えることができない。

(扶養親族移転料)

第19条の4 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当（前条に規定する場合に限る。以下この条において同じ。）の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに相当する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の航空賃の2分の1に相当する額（3歳以上の者が航空旅行により移転する場合に限る。）並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃及び車賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第19条の2第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

2 前項第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなす。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 19 条の 2 関係）

移転料

（単位：円）

鉄道 50 キロメー トル未満	鉄道 50 キロメー トル以上 100キロ メートル 未満	鉄道 100 キロメー トル以上 300キロ メートル 未満	鉄道 300 キロメー トル以上 500キロ メートル 未満	鉄道 500 キロメー トル以上 1,000 キロメー トル未満	鉄道 1,000 キロメー トル以上 1,500 キロメー トル未満	鉄道 1,500 キロメー トル以上 2,000 キロメー トル未満	鉄道 2,000 キロメー トル以上
126,000	144,000	178,000	220,000	292,000	306,000	328,000	381,000

備考 路程の計算については、水路及び陸路 4 分の 1 キロメートルをもってそれぞれ鉄道 1 キロメートルとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

三豊市詫間町箱浦ビジターハウス条例の一部改正について

三豊市詫間町箱浦ビジターハウス条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市詫間町箱浦ビジターハウス条例の一部を改正する条例

三豊市詫間町箱浦ビジターハウス条例（平成 18 年三豊市条例第 182 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

会議室（洋）	840	1, 120	1, 680	1, 960	2, 800	3, 640
調理実習室	1, 800	2, 400	3, 600	4, 200	6, 000	7, 800

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 38 号

三豊市人権擁護条例の一部改正について

三豊市人権擁護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市人権擁護条例の一部を改正する条例

三豊市人権擁護条例（平成 18 年三豊市条例第 131 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「身体障害者差別」を「障害者差別」に改める。

第 6 条第 2 項中「別に」を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 39 号

三豊市特定教育・保育施設の利用に関する選考委員会設置条例の一部改正について

三豊市特定教育・保育施設の利用に関する選考委員会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市特定教育・保育施設の利用に関する選考委員会設置条例の一部を改正する条例

三豊市特定教育・保育施設の利用に関する選考委員会設置条例（平成 26 年三豊市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三豊市特定教育・保育施設等の利用に関する選考委員会設置条例

第 1 条中「三豊市内」を「市の区域内」に改め、「特定教育・保育施設」の次に「及び特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）」を加え、「及び第 3 項」を「、第 3 項及び第 39 条第 2 項」に、「三豊市特定教育・保育施設の利用に関する選考委員会」を「三豊市特定教育・保育施設等の利用に関する選考委員会」に改める。

第 2 条中「特定教育・保育施設」を「特定教育・保育施設等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
（三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年三豊市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。
別表中「特定教育・保育施設の利用に関する選考委員会委員」を「特定教育・保育施設等の利用に関する選考委員会委員」に改める。

議案第 4 0 号

三豊市産地形成促進施設条例の一部改正について

三豊市産地形成促進施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市産地形成促進施設条例の一部を改正する条例

三豊市産地形成促進施設条例（平成 18 年三豊市条例第 157 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号、第 11 条第 1 項第 2 号及び第 13 条第 1 項中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表第 1 三豊市三野ふれあい産直市の項を削る。

別表第 2 第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 1 号

三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

三豊市市営住宅設置及び管理条例（平成 18 年三豊市条例第 202 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 公営住宅の部豊中地区の表片山団地の項を削り、同部詫間地区の表城下団地の項を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 2 号

三豊市公民館条例の一部改正について

三豊市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市公民館条例の一部を改正する条例

三豊市公民館条例（平成 18 年三豊市条例第 212 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 号の表三豊市仁尾町公民館の項中「三豊市仁尾町仁尾丁 2 9 6 番地 1」を「三豊市仁尾町仁尾辛 3 4 番地 2」に改める。

別表第 2 中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 三豊市高瀬町公民館比地二分館使用料

（単位：1 時間当たり）

時間区分 施設区分	昼間	夜間
	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
第 1 会議室	2 5 0 円	3 5 0 円
第 2 会議室	6 0 0	8 4 0
第 3 会議室	3 5 0	4 9 0
第 5 会議室	2 0 0	2 8 0
栄養指導実習室	5 0 0	7 0 0

別表第 2 第 7 号を次のように改める。

(7) 三豊市三野町公民館大見分館使用料

（単位：1 時間当たり）

時間区分 施設区分	昼間	夜間
	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
大会議室	1 , 4 0 0 円	1 , 9 6 0 円
料理実習室	3 5 0	4 9 0
講座室（和室）	3 5 0	4 9 0
講座室（洋室）	3 5 0	4 9 0

別表第 2 中「

(8) 三豊市豊中町公民館桑山分館、比地大分館、笠田分館、上高野分館及び本山分館使用料

（単位：1 時間当たり）

時間区分 施設区分	昼間	夜間
	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後10時まで

各分館	4 0 0 円	5 6 0 円
-----	---------	---------

」を「

(8) 三豊市三野町公民館吉津分館使用料

(単位：1 時間当たり)

時間区分 施設区分	昼間	夜間
	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
集会室	1, 2 0 0 円	1, 6 8 0 円
教養娯楽室	6 0 0	8 4 0
生活相談室	2 0 0	2 8 0
健康相談室	1 5 0	2 1 0
機能回復訓練室	2 5 0	3 5 0
母子講習室 1	2 5 0	3 5 0
母子講習室 2	3 0 0	4 2 0
母子家族計画指導室	2 5 0	3 5 0
母子栄養指導室	2 0 0	2 8 0
母子保健指導相談室	2 0 0	2 8 0

(9) 三豊市豊中町公民館桑山分館使用料

(単位：1 時間当たり)

時間区分 施設区分	昼間	夜間
	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
会議室	6 0 0 円	8 4 0 円
ミーティングルーム	3 0 0	4 2 0
小会議室 1	3 5 0	4 9 0
小会議室 2	3 5 0	4 9 0

(10) 三豊市豊中町公民館比地大分館使用料

(単位：1 時間当たり)

時間区分 施設区分	昼間	夜間
	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
大会議室	6 0 0 円	8 4 0 円
小会議室 1	3 0 0	4 2 0
小会議室 2	3 0 0	4 2 0

和室	3 0 0	4 2 0
調理室	1 0 0	1 4 0

(11) 三豊市豊中町公民館笠田分館使用料

(単位：1 時間当たり)

時間区分 施設区分	昼間	夜間
	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
大会議室	6 0 0 円	8 4 0 円
小会議室 1	3 5 0	4 9 0
小会議室 2	3 5 0	4 9 0
小会議室 3	3 5 0	4 9 0

(12) 三豊市豊中町公民館本山分館使用料

(単位：1 時間当たり)

時間区分 施設区分	昼間	夜間
	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
大会議室	7 0 0 円	9 8 0 円
談話室	3 5 0	4 9 0
会議室 1	3 5 0	4 9 0
会議室 2	3 5 0	4 9 0

(13) 三豊市詫間町公民館第 3 分館使用料

(単位：1 時間当たり)

時間区分 施設区分	昼間	夜間
	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
第 1 会議室	250円	350円
大会議室	900	1, 260
第 1 学習室	300	420
第 2 学習室	300	420
木彫室	300	420

」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 3 号

三豊市豊中町芙蓉文化の里館条例の一部改正について

三豊市豊中町芙蓉文化の里館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市豊中町芙蓉文化の里館条例の一部を改正する条例

三豊市豊中町芙蓉文化の里館条例（平成 18 年三豊市条例第 216 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「、工作室、陶芸室」を削る。

第 12 条中「別表第 1 及び別表第 2」を「別表」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を削り、附則の次に別表として次の 1 表を加える。

別表（第 12 条関係）

（単位：円）

施設区分	時間区分	午前 9 時から午後 10 時まで（1 時間当たり）	全日（午前 9 時から午後 10 時まで）
音楽室		400	5,000

備考

- 1 市外在住者又は営利を目的として利用する場合は、使用料の 2 倍の額とする。
- 2 冷房又は暖房を利用したときは、使用料の 40 パーセントを加えた額とする。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 4 号

三豊市武道館条例の一部改正について

三豊市武道館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市武道館条例の一部を改正する条例

三豊市武道館条例（平成 18 年三豊市条例第 237 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 名称 三豊市武道館
- (2) 位置 三豊市詫間町詫間 3 5 6 0 番地 3 9

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 5 号

三豊市老人福祉センター条例の廃止について

三豊市老人福祉センター条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市老人福祉センター条例を廃止する条例

三豊市老人福祉センター条例（平成 18 年三豊市条例第 120 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前にこの条例による廃止前の三豊市老人福祉センター条例（以下「廃止前の条例」という。）に基づき納付された使用料の還付については、廃止前の条例は、なお効力を有する。

議案第 4 6 号

三豊市高瀬町地域農産物利用促進センター条例の廃止について

三豊市高瀬町地域農産物利用促進センター条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市高瀬町地域農産物利用促進センター条例を廃止する条例

三豊市高瀬町地域農産物利用促進センター条例（平成 18 年三豊市条例第 156 号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 7 号

香川県広域水道事業体設立準備協議会規約の一部変更について

香川県広域水道事業体設立準備協議会に坂出市及び善通寺市が加入することに伴い、地方自治法第 2 5 2 条の 6 の規定により、次のとおり規約を変更することについて、同条のその例によることとされた第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 8 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

香川県広域水道事業体設立準備協議会規約の一部を変更する規約

香川県広域水道事業体設立準備協議会規約（平成27年5月29日総務省届出）の一部を次のように変更する。

第 3 条中「丸亀市」の次に「、坂出市、善通寺市」を加える。

第 6 条第 3 号中「 1 3 名」を「 1 5 名」に改める。

附 則

この規約は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第48号

指定管理者の指定について（三豊市詫間町松崎コミュニティセンター）

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市詫間町松崎コミュニティセンター
- (2) 位 置 香川県三豊市詫間町松崎717番地1

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県三豊市詫間町詫間1338番地13
- (2) 名 称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊詫間
- (3) 代表者 理事長 宮川 正夫

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

平成28年3月1日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 4 9 号

指定管理者の指定について（三豊市詫間町箱浦ビジターハウス）

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市詫間町箱浦ビジターハウス
- (2) 位 置 香川県三豊市詫間町箱 8 5 9 番地 2 9

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県三豊市詫間町詫間 1 3 3 8 番地 1 3
- (2) 名 称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊詫間
- (3) 代表者 理事長 宮川 正夫

3 指定の期間

平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 8 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 5 0 号

指定管理者の指定について（三豊市立西香川病院）

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市立西香川病院
- (2) 位 置 香川県三豊市高瀬町比地中 2 9 8 6 番地 3

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県観音寺市観音寺町甲 2 5 8 0 番地 7
- (2) 名 称 一般社団法人三豊・観音寺市医師会
- (3) 代表者 会長 河田 健介

3 指定の期間

平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 8 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 5 1 号

指定管理者の指定について（三豊市高瀬町老人デイサービスセンター）

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市高瀬町老人デイサービスセンター
- (2) 位 置 香川県三豊市高瀬町比地中 2 9 8 6 番地 9

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県三豊市高瀬町比地中 2 9 8 6 番地 9
- (2) 名 称 特定非営利活動法人のぞみ荘
- (3) 代表者 理事 貞廣 敬子

3 指定の期間

平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 8 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 5 2 号

市道の路線廃止について（三ノ瀬線）

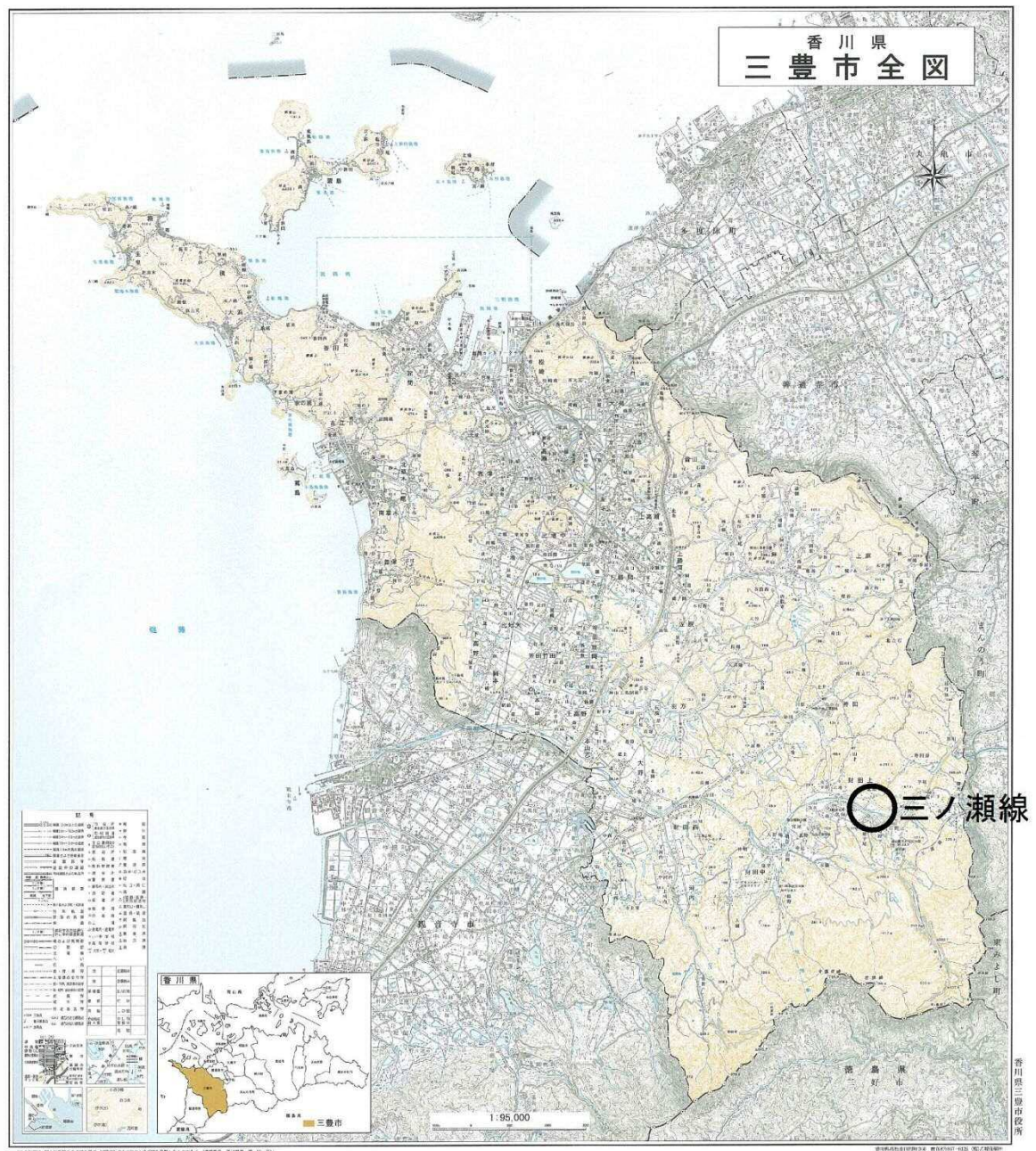
道路法第 1 0 条第 1 項の規定により、次の市道の路線を廃止することについて、同法第 1 0 条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 8 年 3 月 1 日提出

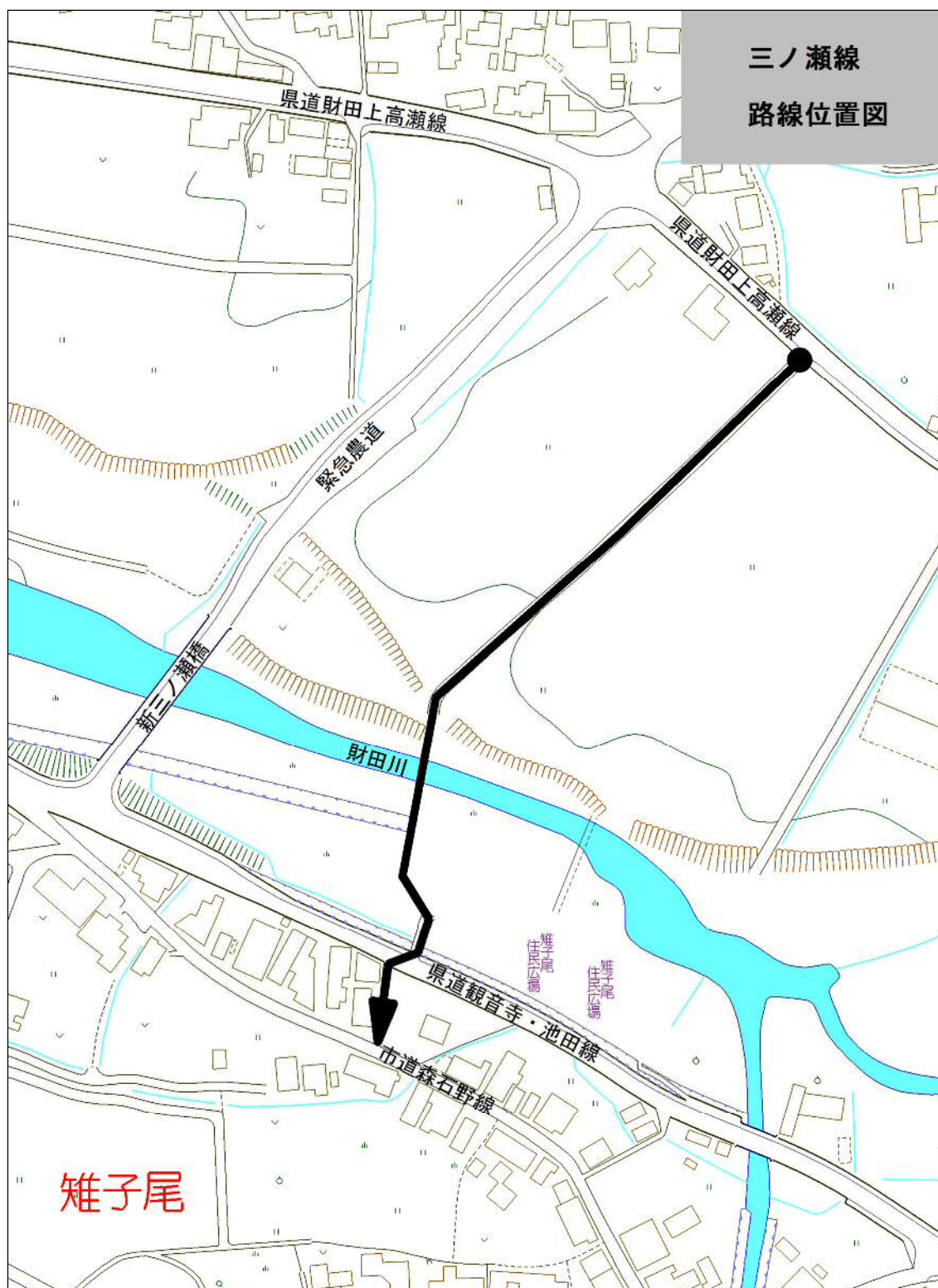
三豊市長 横山 忠始

路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
三ノ瀬線	三豊市財田町財田上字三の瀬 3947 番 1 地先 三豊市財田町財田上字雉子尾 1839 番 1 地先	

(議案第 5 2 号関係)



(議案第 5 2 号関係)



議案第 5 3 号

市道の路線廃止について（詫間 2 0 3 号線）

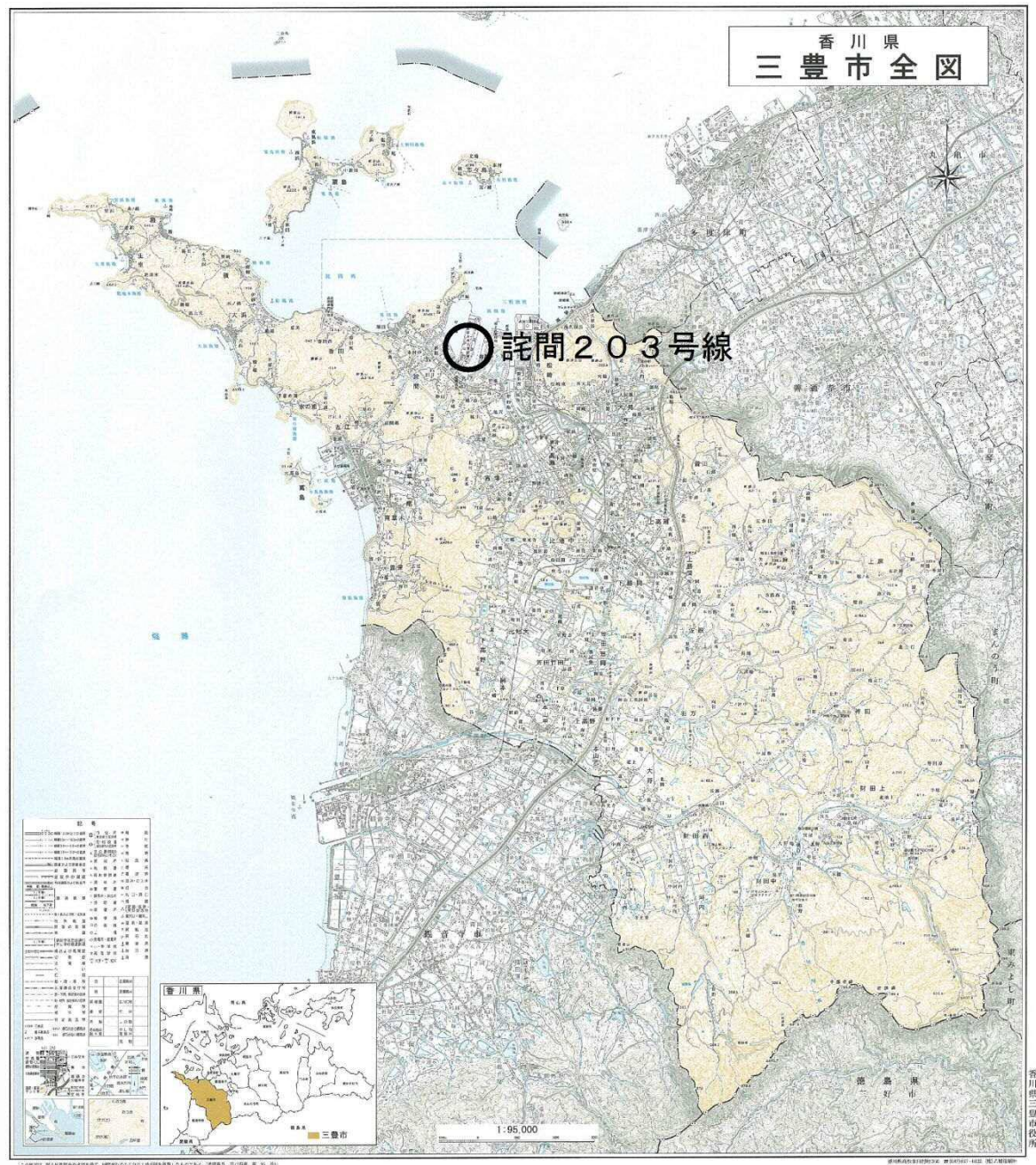
道路法第 1 0 条第 1 項の規定により、次の市道の路線を廃止することについて、同法第 1 0 条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 8 年 3 月 1 日提出

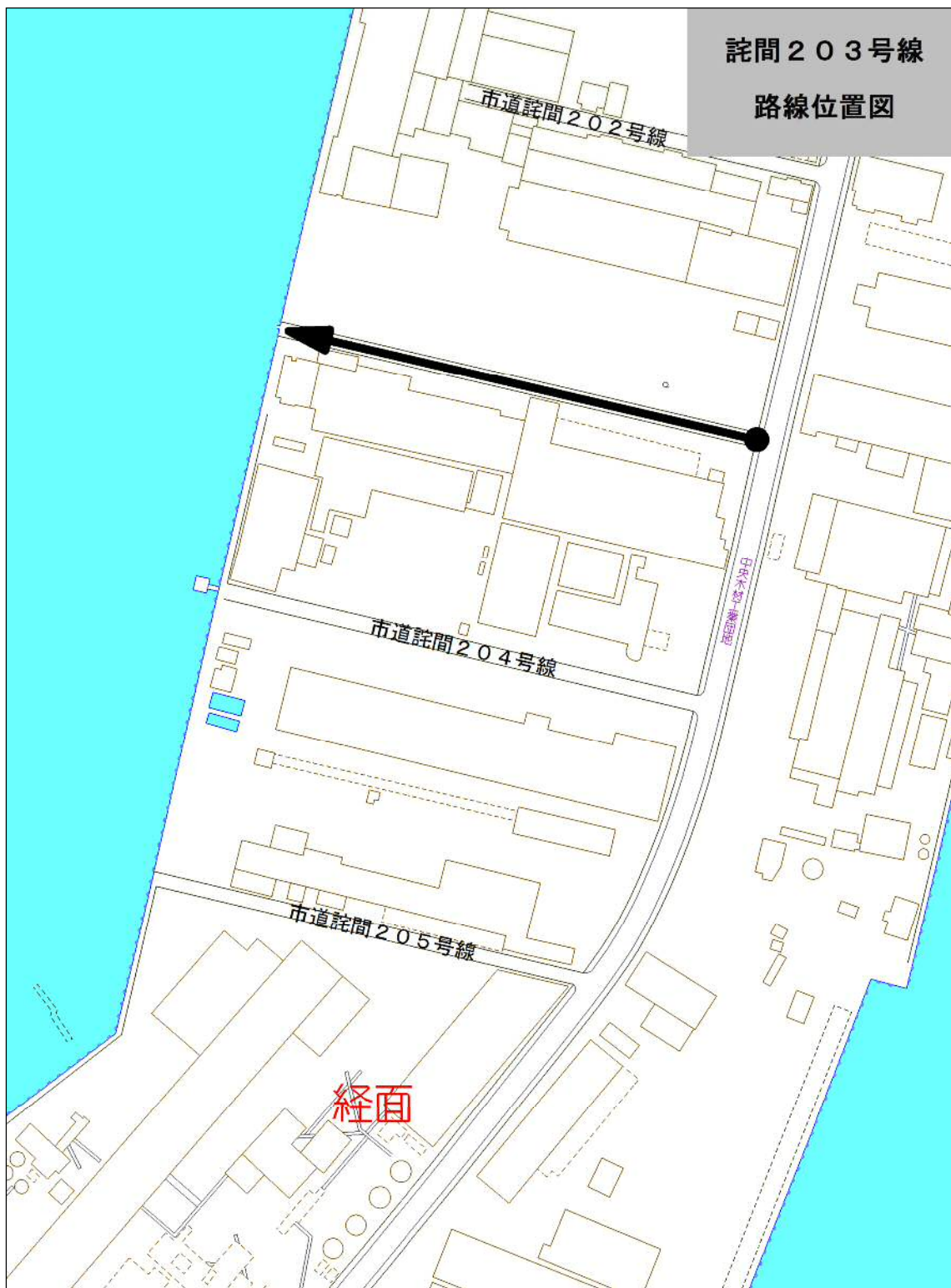
三豊市長 横山 忠始

路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
詫間 2 0 3 号線	三豊市詫間町詫間 2112 番 31 地先 三豊市詫間町詫間 2112 番 140 地先	

(議案第53号関係)



(議案第 5 3 号関係)



参考資料

平成 28 年第 1 回三豊市議会定例会 提出議案(条例等関係)新旧対照表

	ページ番号
・議案第25号関係 (三豊市行政不服審査会条例の制定について)	125
・議案第28号関係 (三豊市新公立病院改革プラン検討委員会設置条例の制定について)	126
・議案第30号関係 (行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について)	127
・議案第31号関係 (地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について)	132
・議案第32号関係 (三豊市行政手続条例の一部改正について)	135
・議案第33号関係 (三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について)	140
・議案第34号関係 (三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部改正について)	141
・議案第35号関係 (三豊市職員の給与に関する条例の一部改正について)	142
・議案第36号関係 (三豊市職員等の旅費に関する条例の一部改正について)	162
・議案第37号関係 (三豊市詫間町箱浦ビジターハウス条例の一部改正について)	164
・議案第38号関係 (三豊市人権擁護条例の一部改正について)	165
・議案第39号関係 (三豊市特定教育・保育施設の利用に関する選考委員会設置条例の一部改正について)	166

・議案第40号関係 （三豊市産地形成促進施設条例の一部改正について）	・・・	167
・議案第41号関係 （三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部改正について）	・・・	168
・議案第42号関係 （三豊市公民館条例の一部改正について）	・・・	169
・議案第43号関係 （三豊市豊中町芙蓉文化の里館条例の一部改正について）	・・・	172
・議案第44号関係 （三豊市武道館条例の一部改正について）	・・・	173
・議案第47号関係 （香川県広域水道事業体設立準備協議会規約の一部変更につ いて）	・・・	174

【議案第 25 号関係】

三豊市行政不服審査会条例 新旧対照表(抄)

【附則第4項関係】 三豊市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号) 一部改正

改正後 (案)		現 行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(単位：円)		(単位：円)	
区分	報酬額	区分	報酬額
略		略	
個人情報保護審議会委員	日額 8,000	個人情報保護審議会委員	日額 8,000
行政不服審査会委員	日額 8,000		
略		略	
備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。		備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。	

【議案第 28 号関係】

三豊市新公立病院改革プラン検討委員会設置条例 新旧対照表(抄)

【附則第2項関係】 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号) 一部改正

改正後 (案)		現 行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(単位：円)		(単位：円)	
区分	報酬額	区分	報酬額
略		略	
三豊市予防接種等健康被害調査委員会委員	日額 8,000	三豊市予防接種等健康被害調査委員会委員	日額 8,000
<u>新公立病院改革プラン検討委員会委員</u>	<u>日額 8,000</u>		
略		略	
備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。		備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。	

【議案第 30 号関係】

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市情報公開条例(平成18年三豊市条例第11号) 一部改正

改正後（案）	現 行
<u>(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)</u> <u>第16条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。</u> <u>(審査請求)</u> <u>第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、三豊市情報公開審査会に諮問し、審査請求人に通知しなければならない。</u> <u>(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合</u> <u>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとする場合(第14条第3項に規定する第三者から当該行政文書の公開について反対の意思を表示した意見書が提出されている場合を除く。)</u> <u>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u> <u>3 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</u> (情報公開審査会) 第18条 略 2～5 略 6 審査会は、第1項の審査のため必要があると認めたときは、<u>審査請求人</u>、実施機関の職員その他関係者に対して、出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 7・8 略	<u>(不服申立て)</u> <u>第17条 公開決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決裁又は決定をすべき実施機関は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、速やかに、三豊市情報公開審査会に諮問し、申立人に通知しなければならない。</u> <u>2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに当該不服申立てに対する決裁又は決定をしなければならない。</u> (情報公開審査会) 第18条 略 2～5 略 6 審査会は、第1項の審査のため必要があると認めたときは、<u>不服申立人</u>、実施機関の職員その他関係者に対して、出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 7・8 略

【第2条関係】 三豊市個人情報保護条例(平成18年三豊市条例第12号) 一部改正

改正後（案）	現 行
目次 第1章 略 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護 第1節～第5節 略 第6節 <u>審査請求(第41条の2—第43条)</u> 第7節～第9節 略 第3章～第5章 略 附則 <u>第6節 審査請求</u> <u>(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)</u>	目次 第1章 略 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護 第1節～第5節 略 第6節 <u>不服申立て(第42条・第43条)</u> 第7節～第9節 略 第3章～第5章 略 附則 <u>第6節 不服申立て</u>

第41条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審議会への諮問)

第42条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、三豊市個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第43条 第24条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(審議会の調査権限)

第48条 審議会は、必要があると認めるときは、第42条第1項の規定により諮問した実施機関(以下「諮問庁」という。)に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2・3 略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をす

(審議会への諮問)

第42条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、三豊市個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び次条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。

(4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等)

第43条 第24条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(審議会の調査権限)

第48条 審議会は、必要があると認めるときは、第42条の規定により諮問した実施機関(以下「諮問庁」という。)に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2・3 略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をす

ることができる。	ることができる。
5 略	5 略

【第3条関係】 三豊市行政手続条例(平成18年三豊市条例第16号) 一部改正

改正後（案）	現 行
(適用除外) 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。 (1)～(9) 略 (10) 審査請求<u>その他の</u> 不服申立てに対する行政庁の裁決、<u>その他の</u> 処分の手続又は第3章若しくは法第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導 (聴聞の主宰) 第19条 略 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に規定する者であった <u> </u> 者 (5)・(6) 略	(適用除外) 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。 (1)～(9)略 (10) 審査請求、<u>異議申立て、その他の</u>不服申立てに対する行政庁の裁決、<u>決定</u>その他の処分の手続又は第3章若しくは法第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導 (聴聞の主宰) 第19条 略 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に規定する者であった <u>このある者</u> (5)・(6) 略

【第4条関係】 三豊市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年三豊市条例第43号) 一部改正

改正後（案）	現 行
(公平委員会の報告事項) 第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 略 (2) 職員に対する不利益処分についての<u>審査請求</u> の状況	(公平委員会の報告事項) 第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 略 (2) 職員に対する不利益処分についての<u>不服申立て</u> の状況

【第5条関係】 三豊市固定資産評価審査委員会条例(平成18年三豊市条例第38号) 一部改正

改正後（案）	現 行
(審査の申出) 第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出してしなければならない。 2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所 <u>又は居所</u> <u>(2) 審査の申出に係る処分の内容</u> <u>(3)</u> 略 <u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> 略 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所 <u>又は居所</u> を記載し、<u>行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項</u>に規定する書面	(審査の申出) 第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出してしなければならない。 2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所 <u> </u> <u>(2)</u> 略 <u>(3)</u> 略 <u>(4)</u> 略 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所 <u> </u> を記載し、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項</u>に規定する書面

を添付しなければならない。 4・5 略 6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人 がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届 け出なければならない。 (書面審理) 第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に 対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記 載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の 提出を求めるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信 の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条 第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使 用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明 書が提出されたものとみなす。 3 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査 申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記 載した文書を送付しなければならない。 _____ 4 略 5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったとき は、これを市長に送付しなければならない。 (決定書の作成) 第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次 に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作 成しなければならない。 (1) 主文 (2) 事案の概要 (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨 (4) 理由 2 略	を添付しなければならない。 4・5 略 (書面審理) 第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に 対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記 載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の 提出を求めるものとする。 2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査 申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記 載した文書を送付しなければならない。ただし、審査の 申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。 3 略 (決定書の作成) 第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、____ _____決定書を作 成しなければならない。 2 略
--	--

【第6条関係】 三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
(期末手当) 第26条・第27条 略 第28条 略 2 略 3 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法 律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した 後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由 に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し 立てることができる。 4～8 略	(期末手当) 第26条・第27条 略 第28条 略 2 略 3 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法 律第160号)第14条又は第45条に規定する期間が経過した 後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由 に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し 立てることができる。 4～8 略

【第7条関係】 三豊市公文書等の管理に関する条例(平成27年三豊市条例第2号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
(審査請求 及び公文書等管理委員会への諮問) 第22条 利用請求に対する決定等について不服がある者 は、市長に対し、審査請求 _____をすることができる。	(不服申立て 及び公文書等管理委員会への諮問) 第22条 利用請求に対する決定等について不服がある者 は、市長に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号) による不服申立てをすることができる。

2 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

3 第1項の審査請求があったときは、市長は、審査請求が不適法であり、却下する場合を除き、速やかに、次章に規定する公文書等管理委員会に諮問し、規則で定める様式により、当該審査請求人に通知しなければならない。

4 市長は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

2 前項の不服申立てがあったときは、市長は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、速やかに、次章に規定する公文書等管理委員会に諮問し、規則で定める様式により、当該申立人に通知しなければならない。

3 市長は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに当該不服申立てに対する決定をしなければならない。

【議案第 31 号関係】

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年三豊市条例第43号) 一部 改正

改正後 (案)	現 行
(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1) 略 (2) 職員の人事評価の状況 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (公表の方法) 第7条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。 (1)・(2) 略 (3) インターネットを利用して閲覧に供する方法	(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (公表の方法) 第7条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。 (1)・(2) 略

【第2条第1号関係】 三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年三豊市条例第50号) 一部改 正

改正後 (案)	現 行
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び 休暇に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び 休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

【第2条第2号関係】 三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。 以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、職員の 給与に関し必要な事項を定めるものとする。 2 略	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。 以下「法」という。)第24条第6項の規定に基づき、職員の 給与に関し必要な事項を定めるものとする。 2 略

【第2条第3号関係】 三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年三豊市条例第63号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
(趣旨及び効力) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第24条第5項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関す る事項を定めるものとする。	(趣旨及び効力) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第24条第6項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関す る事項を定めるものとする。

【第2条第4号関係】 三豊市臨時的任用職員等の給与等に関する条例(平成25年三豊市条例第3号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2及び第204条並びに地方公務員法(昭和25年法律第61号)第24条第5項並びに三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下本則において「職員給与条例」という。) 第33条の規定に基づく本市の臨時的任用職員等の給与等に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2及び第204条並びに地方公務員法(昭和25年法律第61号)第24条第6項並びに三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下本則において「職員給与条例」という。)第33条の規定に基づく本市の臨時的任用職員等の給与等に関し必要な事項を定めるものとする。

【第3条関係】 三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号) 一部改正

改正後 (案)	現 行																																						
(給料表) 第4条 1・2 略 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、<u>その分類の</u>基準となるべき _____ 職務の内容は、<u>等級別基準職務表(別表第3)に定めるとおりとし、級別職務分類表は</u>、規則で定める。 第5条 職員の職務の級は、<u>等級別基準職務表及び規則</u>で定める基準に従い決定する。 2～10 略 <u>別表第3(第4条関係)</u> <u>等級別基準職務表</u> <u>1 行政職給料表等級別基準職務表</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th><th>基準となる職務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td><td>主事の職務</td></tr> <tr> <td>2級</td><td>主任主事の職務</td></tr> <tr> <td>3級</td><td>副主任の職務</td></tr> <tr> <td>4級</td><td>主任の職務</td></tr> <tr> <td>5級</td><td>課長補佐の職務</td></tr> <tr> <td>6級</td><td>課長の職務</td></tr> <tr> <td>7級</td><td>次長の職務</td></tr> <tr> <td></td><td>高度の知識経験を必要とする業務を処理する課長の職務</td></tr> <tr> <td>8級</td><td>部長の職務</td></tr> </tbody> </table> <u>2 医療職給料表(一)等級別基準職務表</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th><th>基準となる職務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td><td>医師の職務</td></tr> <tr> <td>2級</td><td>医長の職務</td></tr> <tr> <td></td><td>高度の知識経験を必要とする業務を処理する医師の職務</td></tr> <tr> <td>3級</td><td>診療所長の職務</td></tr> <tr> <td></td><td>副院長の職務</td></tr> <tr> <td></td><td>部長の職務</td></tr> <tr> <td></td><td>高度の知識経験を必要とする業務を処理する医長の職務</td></tr> <tr> <td>4級</td><td>病院長の職務</td></tr> </tbody> </table> <u>3 医療職給料表(二)等級別基準職務表</u>	等級	基準となる職務	1級	主事の職務	2級	主任主事の職務	3級	副主任の職務	4級	主任の職務	5級	課長補佐の職務	6級	課長の職務	7級	次長の職務		高度の知識経験を必要とする業務を処理する課長の職務	8級	部長の職務	等級	基準となる職務	1級	医師の職務	2級	医長の職務		高度の知識経験を必要とする業務を処理する医師の職務	3級	診療所長の職務		副院長の職務		部長の職務		高度の知識経験を必要とする業務を処理する医長の職務	4級	病院長の職務	(給料表) 第4条 1・2 略 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、<u>分類の</u> _____ 基準となるべき <u>標準的な</u>職務の内容は _____ _____, 規則で定める。 第5条 職員の職務の級は、<u>規則</u> _____ で定める基準に従い決定する。 2～10 略
等級	基準となる職務																																						
1級	主事の職務																																						
2級	主任主事の職務																																						
3級	副主任の職務																																						
4級	主任の職務																																						
5級	課長補佐の職務																																						
6級	課長の職務																																						
7級	次長の職務																																						
	高度の知識経験を必要とする業務を処理する課長の職務																																						
8級	部長の職務																																						
等級	基準となる職務																																						
1級	医師の職務																																						
2級	医長の職務																																						
	高度の知識経験を必要とする業務を処理する医師の職務																																						
3級	診療所長の職務																																						
	副院長の職務																																						
	部長の職務																																						
	高度の知識経験を必要とする業務を処理する医長の職務																																						
4級	病院長の職務																																						

等級	基準となる職務
1級	技師の職務
2級	高度の知識経験を必要とする業務を処理する技師の職務
3級	主任技師の職務
4級	主席技師の職務
5級	副技師長の職務
6級	技師長の職務 薬局長の職務

4 医療職給料表(三)等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	看護師の職務 准看護師の職務
2級	看護師の職務 高度の知識経験を必要とする業務を処理する准看護師の職務
3級	主任看護師の職務 高度の知識経験を必要とする業務を処理する看護師の職務 相当高度の知識経験を必要とする業務を処理する准看護師の職務
4級	高度の知識経験を必要とする業務を処理する主任看護師の職務 相当高度の知識経験を必要とする業務を処理する看護師の職務 特に高度の知識経験を必要とする業務を処理する准看護師の職務
5級	看護師長の職務
6級	総看護師長の職務

【議案第 32 号関係】

三豊市行政手続条例(平成18年三豊市条例第16号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後（案）	現 行
目次 第1章～第3章 略 <u>第4章 行政指導(第30条―第34条の2)</u> <u>第4章の2 処分等の求め(第34条の3)</u> 第5章 略 附則 (目的等) 第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第88号。以下「法」という。)第3条第3項において法第2章から第6章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、三豊市の行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。 2 略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア 略 イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分 ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分 エ 略 (6)～(8) 略 (適用除外) 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<u>第4章の2</u>までの規定は、適用しない。 (1)～(6) 略 (7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を<u>名宛人</u>とするものに限る。)及び行政指導 (8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に<u>関わる</u>事象が発生し、又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導 (9)～(11) 略 (国の機関等に対する処分等の適用除外) 第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分(これらの機関又は団体がその固有の資格において	目次 第1章～第3章 略 <u>第4章 行政指導(第30条―第34条)</u> 第5章 略 附則 (目的等) 第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第88号。以下「法」という。)第3条第2項において法第2章から第5章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、三豊市の行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。 2 略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア 略 イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分 ウ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分 エ 略 (6)～(8) 略 (適用除外) 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<u>第4章</u>までの規定は、適用しない。 (1)～(6) 略 (7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を<u>名あて人</u>とするものに限る。)及び行政指導 (8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に<u>かわる</u>事象が発生し、又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導 (9)～(11) 略 (国の機関等に対する処分等の適用除外) 第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分(これらの機関又は団体がその固有の資格において

当該処分の**名宛人**となるものに限る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。

第2章 申請に対する処分

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の**名宛人**となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 略

イ アに規定するもののほか、**名宛人**の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ 略

(2) 略

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) 略

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため**名宛人**となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その**名宛人**に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該**名宛人**の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 略

第2節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の**名宛人**となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

3 行政庁は、不利益処分の**名宛人**となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(続行期日の指定)

当該処分の**名あて人**となるものに限る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。

第2章 申請に対する処分

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の**名あて人**となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 略

イ アに規定するもののほか、**名あて人**の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ 略

(2) 略

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) 略

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため**名あて人**となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その**名あて人**に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該**名あて人**の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 略

第2節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の**名あて人**となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

3 行政庁は、不利益処分の**名あて人**となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 略

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の**名宛人**となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「揭示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「揭示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、揭示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の**名宛人**となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) 略

(行政指導の一般原則)

第30条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該**市の機関**の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 略

(行政指導の方式)

第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から**前2項**に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

(1)～(2) 略

(複数の者を対象とする行政指導)

第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、**市の機関**は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

(行政指導の中止等の求め)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 略

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の**名あて人**となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「揭示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「揭示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、揭示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の**名あて人**となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) 略

(行政指導の一般原則)

第30条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該**行政機関**の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 略

(行政指導の方式)

第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から**前項**に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

(1)～(2) 略

(複数の者を対象とする行政指導)

第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、**行政機関**は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

<u>第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。</u>	
2	<u>前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</u> (1) <u>申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</u> (2) <u>当該行政指導の内容</u> (3) <u>当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項</u> (4) <u>前号の条項に規定する要件</u> (5) <u>当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由</u> (6) <u>その他参考となる事項</u>
3	<u>当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。</u>
<u>第4章の2 処分等の求め</u>	
<u>第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。</u>	
2	<u>前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</u> (1) <u>申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</u> (2) <u>法令に違反する事実の内容</u> (3) <u>当該処分又は行政指導の内容</u> (4) <u>当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項</u> (5) <u>当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由</u> (6) <u>その他参考となる事項</u>
3	<u>当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。</u>

【附則第2項関係】 三豊市税条例(平成18年三豊市条例第68号) 一部改正

改正後（案）	現 行
（三豊市行政手続条例の適用除外） 第4条 略 2 三豊市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の	（三豊市行政手続条例の適用除外） 第4条 略 2 三豊市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の

適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。

適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第33条第2項及び第34条の規定は、適用しない。

【議案第 33 号関係】

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成 18 年三豊市条例第 54 号) 一部改正
新旧対照表(抄)

【第1条関係】

改正後（案）	現 行
(支給方法) 第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び職員旅費条例の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。	(支給方法) 第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び職員旅費条例の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。

【第2条関係】

改正後（案）	現 行
(支給方法) 第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び職員旅費条例の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の165」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。	(支給方法) 第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び職員旅費条例の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。

【議案第 34 号関係】

三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例(平成 18 年三豊市条例第 58 号) 一部改正
新旧対照表(抄)

【第1条関係】

改正後（案）	現 行
(期末手当等) 第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。	(期末手当等) 第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。

【第2条関係】

改正後（案）	現 行
(期末手当等) 第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の165」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。	(期末手当等) 第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。

【議案第 35 号関係】

三豊市職員の給与に関する条例(平成 18 年三豊市条例第 61 号) 一部改正 新旧対照表(抄)

【第1条関係】

改正後 (案)									現 行								
(初任給調整手当)									(初任給調整手当)								
第11条 新たに採用された医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職員には、月額 <u>41万3,300円</u> を超えない範囲の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとに、その額を減じて、初任給調整手当として支給する。									第11条 新たに採用された医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職員には、月額 <u>41万2,200円</u> を超えない範囲の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとに、その額を減じて、初任給調整手当として支給する。								
2 略									2 略								
(勤勉手当)									(勤勉手当)								
第29条 略									第29条 略								
2 略									2 略								
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85</u> を乗じて得た額の総額									(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100分の75</u> を乗じて得た額の総額								
(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40</u> を乗じて得た額の総額									(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、 <u>100分の35</u> を乗じて得た額の総額								
3～5 略									3～5 略								
別表第1(第4条関係)									別表第1(第4条関係)								
行政職給料表									行政職給料表								
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300		1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900		2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400		3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000		4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100		5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600		6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900		7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400		8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900		9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600		10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200		11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900		12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300		13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600		14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500

15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	

15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700
16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100
17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900
18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900
19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800
20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600
21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500
22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300
23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100
24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000
25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800
26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300
27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800
28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400
29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000
30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800	
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100	
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400	
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700	
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000	
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300	
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600	
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800	

70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	
94		293,600	341,400	380,400		
95		294,000	341,900	381,000		
96		294,400	342,300	381,600		
97		294,600	342,400	382,300		
98		294,900	342,900	382,900		
99		295,300	343,300	383,500		
100		295,700	343,600	384,100		
101		295,900	343,900	384,800		
102		296,200	344,300	385,400		
103		296,600	344,700	386,000		
104		296,900	345,100	386,600		
105		297,100	345,600	387,300		
106		297,400	346,000			
107		297,800	346,400			
108		298,100	346,800			
109		298,300	347,300			
110		298,700	347,700			
111		299,100	348,000			
112		299,400	348,300			
113		299,500	348,800			
114		299,800				
115		300,100				
116		300,500				
117		300,700				
118		300,900				
119		301,200				
120		301,500				
121		301,900				
122		302,100				
123		302,400				
124		302,700				

70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000	
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300	
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500	
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700	
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000	
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300	
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500	
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700	
94		292,500	340,300	379,300		
95		292,900	340,800	379,900		
96		293,300	341,200	380,500		
97		293,500	341,300	381,200		
98		293,800	341,800	381,800		
99		294,200	342,200	382,400		
100		294,600	342,500	383,000		
101		294,800	342,800	383,700		
102		295,100	343,200	384,300		
103		295,500	343,600	384,900		
104		295,800	344,000	385,500		
105		296,000	344,500	386,200		
106		296,300	344,900			
107		296,700	345,300			
108		297,000	345,700			
109		297,200	346,200			
110		297,600	346,600			
111		298,000	346,900			
112		298,300	347,200			
113		298,400	347,700			
114		298,700				
115		299,000				
116		299,400				
117		299,600				
118		299,800				
119		300,100				
120		300,400				
121		300,800				
122		301,000				
123		301,300				
124		301,600				

	125		303,000					
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第4条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

再任用職員以外の職員	職務の区分	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100
	13	283,900	365,300	427,200	496,200
	14	287,900	368,900	429,700	498,300
	15	291,800	372,300	432,100	500,400
	16	295,700	376,000	434,600	502,500
	17	299,500	379,600	436,800	504,600
	18	303,100	382,300	439,200	506,600
	19	306,600	385,100	441,600	508,600
	20	310,200	387,900	444,000	510,600
	21	313,800	390,800	446,000	512,400
	22	317,500	393,400	448,400	514,200
	23	321,000	396,000	450,800	516,100
	24	324,700	398,600	453,100	518,000
	25	328,200	400,900	455,300	519,700
	26	331,000	403,200	457,600	521,500
	27	333,700	405,500	459,800	523,300
	28	336,300	407,800	462,100	525,100
	29	339,100	410,200	464,300	527,000
	30	341,400	412,300	466,600	528,800
	31	343,600	414,300	468,900	530,600
	32	346,000	416,400	471,100	532,400
	33	348,400	418,500	473,100	534,000
	34	350,800	420,500	475,200	535,800
	35	353,100	422,500	477,300	537,500
	36	355,600	424,500	479,400	539,300
	37	358,000	426,600	481,500	540,900
	38	360,400	428,600	483,300	542,500
	39	362,800	430,600	485,100	543,900
	40	365,200	432,600	486,900	545,500

	125		301,900					
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第4条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

再任用職員以外の職員	職務の区分	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	240,100	325,700	392,600	468,600
	2	242,600	328,800	395,500	470,900
	3	245,100	331,900	398,400	473,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500
	5	249,900	337,800	404,000	477,800
	6	253,700	341,100	406,800	480,000
	7	257,500	344,400	409,600	482,200
	8	261,300	347,700	412,400	484,400
	9	264,900	350,700	415,000	486,500
	10	268,900	353,900	417,700	488,600
	11	272,900	357,100	420,400	490,700
	12	276,900	360,300	423,100	492,800
	13	280,700	363,400	425,600	494,900
	14	284,700	367,100	428,100	497,000
	15	288,700	370,700	430,500	499,100
	16	292,700	374,400	433,000	501,200
	17	296,500	378,000	435,200	503,300
	18	300,100	380,700	437,600	505,300
	19	303,700	383,500	440,000	507,300
	20	307,300	386,300	442,400	509,300
	21	311,000	389,200	444,500	511,100
	22	314,800	391,800	446,900	512,900
	23	318,500	394,400	449,300	514,800
	24	322,200	397,000	451,600	516,700
	25	325,800	399,400	453,800	518,400
	26	328,600	401,700	456,100	520,200
	27	331,400	404,000	458,400	522,000
	28	334,200	406,300	460,700	523,800
	29	337,000	408,700	462,900	525,700
	30	339,400	410,800	465,200	527,500
	31	341,800	412,800	467,500	529,300
	32	344,200	414,900	469,800	531,100
	33	346,600	417,000	471,800	532,700
	34	349,100	419,000	473,900	534,500
	35	351,500	421,000	476,000	536,200
	36	354,000	423,000	478,100	538,000
	37	356,400	425,100	480,200	539,600
	38	358,800	427,100	482,000	541,200
	39	361,200	429,100	483,800	542,600
	40	363,600	431,100	485,600	544,200

41	367,500	434,600	488,600	547,000
42	368,900	436,400	490,400	548,400
43	370,400	438,100	492,200	549,800
44	371,900	439,900	494,000	551,100
45	373,400	441,800	495,600	552,300
46	374,800	443,600	497,300	553,300
47	376,300	445,400	499,100	554,300
48	377,800	447,100	500,900	555,300
49	379,100	448,900	502,500	556,300
50	380,100	450,600	503,800	557,200
51	381,100	452,400	505,100	558,100
52	382,100	454,200	506,400	559,000
53	383,100	456,100	507,700	559,800
54	384,000	457,300	509,000	560,700
55	384,900	458,500	510,300	561,600
56	385,800	459,700	511,600	562,500
57	386,800	460,900	512,600	563,400
58	387,700	461,900	513,400	564,300
59	388,500	462,900	514,200	565,200
60	389,300	463,900	515,000	565,900
61	390,100	464,700	515,900	566,800
62	390,600	465,400	516,700	567,700
63	391,000	466,100	517,600	568,600
64	391,500	466,800	518,400	569,500
65	391,800	467,500	519,300	570,400
66		468,200	520,200	
67		468,900	520,900	
68		469,600	521,800	
69		470,100	522,700	
70		470,800	523,500	
71		471,500	524,400	
72		472,200	525,300	
73		472,600	526,100	
74		473,200	527,000	
75		473,900	527,900	
76		474,600	528,600	
77		475,000	529,400	
78		475,600	530,300	
79		476,200	531,200	
80		476,700	532,100	
81		477,300	532,900	
82		477,800	533,800	
83		478,300	534,700	
84		478,800	535,600	
85		479,200	536,400	
86		479,800	537,300	
87		480,200	538,200	
88		480,700	539,100	
89		481,200	539,900	
90		481,800		
91		482,400		
92		482,800		
93		483,300		
94		483,900		
95		484,500		

41	365,900	433,100	487,300	545,700
42	367,400	434,900	489,100	547,100
43	368,900	436,700	490,900	548,500
44	370,400	438,500	492,700	549,800
45	371,900	440,400	494,300	551,000
46	373,300	442,200	496,000	552,000
47	374,800	444,000	497,800	553,000
48	376,300	445,800	499,600	554,000
49	377,600	447,600	501,200	555,000
50	378,600	449,300	502,500	555,900
51	379,600	451,100	503,800	556,800
52	380,600	452,900	505,100	557,700
53	381,600	454,800	506,400	558,500
54	382,500	456,000	507,700	559,400
55	383,400	457,200	509,000	560,300
56	384,300	458,400	510,300	561,200
57	385,300	459,600	511,300	562,100
58	386,200	460,600	512,100	563,000
59	387,000	461,600	512,900	563,900
60	387,900	462,600	513,700	564,600
61	388,700	463,400	514,600	565,500
62	389,200	464,100	515,400	566,400
63	389,700	464,800	516,300	567,300
64	390,200	465,500	517,100	568,200
65	390,500	466,200	518,000	569,100
66		466,900	518,900	
67		467,600	519,600	
68		468,300	520,500	
69		468,800	521,400	
70		469,500	522,200	
71		470,200	523,100	
72		470,900	524,000	
73		471,300	524,800	
74		471,900	525,700	
75		472,600	526,600	
76		473,300	527,300	
77		473,700	528,100	
78		474,300	529,000	
79		474,900	529,900	
80		475,400	530,800	
81		476,000	531,600	
82		476,500	532,500	
83		477,000	533,400	
84		477,500	534,300	
85		477,900	535,100	
86		478,500	536,000	
87		478,900	536,900	
88		479,400	537,800	
89		479,900	538,600	
90		480,500		
91		481,100		
92		481,500		
93		482,000		
94		482,600		
95		483,200		

	96		485,100		
	97		485,600		
再任用職員		295,000	337,400	391,800	464,800

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員			円	円	円	円
	1		145,000	182,900	218,200	244,400
	2		146,400	184,500	219,800	245,800
	3		147,800	186,100	221,400	247,000
	4		149,200	187,700	223,000	248,400
	5		150,400	189,200	224,400	249,600
	6		152,200	190,800	226,000	250,800
	7		153,900	192,400	227,500	252,000
	8		155,600	193,900	229,100	253,300
	9		157,300	195,500	230,400	254,600
	10		159,000	197,200	231,900	255,600
	11		160,700	198,800	233,300	256,700
	12		162,500	200,500	234,600	257,700
	13		164,000	202,100	236,300	259,000
	14		165,900	203,700	237,700	260,600
	15		167,900	205,300	238,900	262,200
	16		169,800	206,900	240,300	263,700
	17		171,700	208,400	241,500	265,300
	18		173,600	210,000	242,700	267,100
	19		175,400	211,700	243,900	268,900
	20		177,300	213,400	245,200	270,800
	21		179,200	214,700	246,600	272,600
	22		180,700	216,200	247,600	274,400
	23		182,200	217,600	248,700	276,200
	24		183,700	219,100	249,800	278,000
	25		185,300	220,500	251,000	279,800
	26		186,800	221,900	252,500	281,700
	27		188,300	223,200	253,900	283,600
	28		189,700	224,500	255,400	285,400
	29		191,200	225,900	256,900	287,400
	30		192,500	227,300	258,600	289,300
	31		193,800	228,800	260,300	291,100
	32		195,100	230,200	262,000	293,000
	33		196,500	231,600	263,500	294,800
	34		197,900	232,900	265,300	296,500
	35		199,300	234,000	267,000	298,300
	36		200,700	235,300	268,800	300,100
	37		201,800	236,700	270,300	301,600
	38		203,100	238,000	272,000	303,300
	39		204,400	239,200	273,700	305,000

	96		483,800		
	97		484,300		
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員			円	円	円	円
	1		142,400	180,300	215,500	242,000
	2		143,800	181,900	217,100	243,400
	3		145,200	183,500	218,700	244,700
	4		146,600	185,100	220,300	246,100
	5		147,800	186,600	221,700	247,400
	6		149,600	188,200	223,300	248,700
	7		151,300	189,800	224,800	250,000
	8		153,000	191,300	226,400	251,300
	9		154,700	192,900	227,900	252,700
	10		156,400	194,600	229,400	253,700
	11		158,100	196,200	230,800	254,900
	12		159,900	197,900	232,200	256,100
	13		161,400	199,500	234,000	257,400
	14		163,300	201,100	235,400	259,100
	15		165,300	202,700	236,700	260,700
	16		167,200	204,300	238,100	262,300
	17		169,100	205,800	239,400	263,900
	18		171,000	207,500	240,700	265,800
	19		172,800	209,200	242,000	267,600
	20		174,700	210,900	243,300	269,500
	21		176,600	212,200	244,700	271,300
	22		178,100	213,700	245,800	273,100
	23		179,600	215,100	247,000	275,000
	24		181,100	216,600	248,200	276,800
	25		182,700	218,000	249,400	278,600
	26		184,200	219,400	251,000	280,500
	27		185,700	220,800	252,500	282,400
	28		187,100	222,100	254,000	284,200
	29		188,700	223,600	255,500	286,200
	30		190,000	225,000	257,300	288,100
	31		191,300	226,600	259,100	289,900
	32		192,600	228,000	260,800	291,800
	33		194,000	229,500	262,300	293,600
	34		195,400	230,900	264,100	295,300
	35		196,800	232,100	265,800	297,100
	36		198,200	233,400	267,600	298,900
	37		199,300	234,900	269,100	300,400
	38		200,600	236,200	270,800	302,100
	39		201,900	237,500	272,500	303,800

40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900
41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100
42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200
43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400
44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600
45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800
46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600
47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800
48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900
49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900
50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900
51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900
52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900
53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700
54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500
55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400
56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300
57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800
58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600
59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400
60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200
61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600
62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300
63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000
64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700
65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100
66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700
67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400
68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000
69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400
70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900
71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400
72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900
73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600
76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200
77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700
78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500
82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800
85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200
86		288,300	324,200	345,100	
87		288,500	324,400	345,400	
88		288,700	324,800	345,700	
89		289,100	325,200	346,100	
90		289,300	325,600	346,400	
91		289,500	326,000	346,800	
92		289,700	326,400	347,100	
93		290,100	326,700	347,500	
94		290,300	326,900	347,800	

40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800
41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000
42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100
43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300
44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500
45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700
46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500
47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700
48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800
49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800
50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800
51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800
52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800
53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600
54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400
55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300
56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200
57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700
58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500
59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300
60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100
61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500
62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200
63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900
64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600
65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000
66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600
67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300
68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900
69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300
70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800
71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300
72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800
73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400
74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900
75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500
76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100
77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600
78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100
79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600
80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100
81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400
82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900
83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300
84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700
85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100
86		287,200	323,100	344,000	
87		287,400	323,300	344,300	
88		287,600	323,700	344,600	
89		288,000	324,100	345,000	
90		288,200	324,500	345,300	
91		288,400	324,900	345,700	
92		288,600	325,300	346,000	
93		289,000	325,600	346,400	
94		289,200	325,800	346,700	

	95		290,500	327,300	348,100	
	96		290,800	327,600	348,400	
	97		291,200	327,800	348,700	
	98		291,500	328,100	349,100	
	99		291,700	328,400	349,500	
	100		292,000	328,700	349,900	
	101		292,300	328,900	350,400	
	102		292,500	329,200	350,800	
	103		292,700	329,600	351,200	
	104		293,000	329,800	351,600	
	105		293,300	329,900	352,100	
	106			330,200	352,500	
	107			330,600	352,900	
	108			330,800	353,300	
	109			331,000	353,800	
	110			331,400	354,200	
	111			331,800	354,600	
	112			332,200	355,000	
	113			322,400	355,500	
再任用職員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	
2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	
3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	
4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	
5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	
6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	
7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	
8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	
9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	
10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	
11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	
12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	
13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	
14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	
15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	
16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	
17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	
18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	
19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	
20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	
21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	
22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	
23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	
24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	

	95		289,400	326,200	347,000	
	96		289,700	326,500	347,300	
	97		290,100	326,700	347,600	
	98		290,400	327,000	348,000	
	99		290,600	327,300	348,400	
	100		290,900	327,600	348,800	
	101		291,200	327,800	349,300	
	102		291,400	328,100	349,700	
	103		291,600	328,500	350,100	
	104		291,900	328,700	350,500	
	105		292,200	328,800	351,000	
	106			329,100	351,400	
	107			329,500	351,800	
	108			329,700	352,200	
	109			329,900	352,700	
	110			330,300	353,100	
	111			330,700	353,500	
	112			331,100	353,900	
	113			331,300	354,400	
再任用職員		186,400	213,000	241,200	254,600	279,800

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	
2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	
3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	
4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	
5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	
6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	
7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	
8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	
9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	
10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	
11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	
12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	
13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	
14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	
15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	
16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	
17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	
18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	
19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	
20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	
21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	
22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	
23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	
24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	

25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300
26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700
27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200
28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800
29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200
30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700
31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100
32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600
33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200
34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700
35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300
36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800
37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500
38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100
39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600
40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200
41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400
42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900
43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400
44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800
45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400
46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400
47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900
48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200
49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600
50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000
51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300
52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700
53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200
54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400
55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500
56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700
57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800
58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700
59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700
60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700
61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300
62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100
63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900
64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700
65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400
66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100
67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900
68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600
69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200
70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800
71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500
72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100
73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800
74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300
75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900
76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400
77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800
78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400
79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900

25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100
26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500
27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000
28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600
29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000
30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500
31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900
32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400
33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100
34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600
35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200
36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700
37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400
38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000
39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500
40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100
41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300
42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800
43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300
44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700
45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300
46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300
47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800
48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100
49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500
50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900
51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200
52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600
53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100
54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300
55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400
56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600
57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700
58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600
59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600
60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600
61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200
62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000
63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800
64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600
65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300
66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000
67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800
68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500
69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100
70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700
71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400
72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000
73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700
74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200
75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800
76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300
77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700
78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300
79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800

80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200
81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500
82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000
83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400
84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700
85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000
86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500
87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000
88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400
89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700
90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100
91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600
92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000
93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400
94	280,400	313,800	347,200	365,200	
95	281,300	314,500	347,900	365,600	
96	282,300	315,100	348,500	365,900	
97	283,200	315,800	348,900	366,500	
98	284,000	316,100	349,300	367,000	
99	284,600	316,700	349,800	367,500	
100	285,500	317,400	350,200	368,000	
101	286,300	317,800	350,700	368,600	
102	287,100	318,400	351,100	369,100	
103	287,900	319,000	351,600	369,600	
104	288,700	319,600	352,000	370,000	
105	289,400	320,000	352,300	370,600	
106	289,900	320,500	352,800	371,100	
107	290,400	321,000	353,200	371,600	
108	290,900	321,500	353,500	372,100	
109	291,100	321,900	354,000	372,700	
110	291,400	322,300	354,500	373,100	
111	291,600	322,600	355,000	373,600	
112	292,000	322,900	355,500	374,100	
113	292,300	323,300	356,000	374,700	
114	292,500	323,700	356,500		
115	292,900	324,100	357,000		
116	293,200	324,400	357,400		
117	293,500	324,600	357,800		
118	293,800	324,900	358,200		
119	294,100	325,300	358,700		
120	294,500	325,500	359,200		
121	294,800	325,700	359,600		
122	295,200	326,000	360,100		
123	295,500	326,300	360,600		
124	295,900	326,600	361,100		
125	296,100	326,800	361,400		
126	296,300	327,100			
127	296,600	327,500			
128	297,000	327,700			
129	297,200	327,800			
130	297,500	328,100			
131	297,900	328,500			
132	298,300	328,700			
133	298,500	329,000			
134	298,800	329,400			

80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100
81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400
82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900
83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300
84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600
85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900
86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400
87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900
88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300
89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600
90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000
91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500
92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900
93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300
94	279,200	312,700	346,100	364,100	
95	280,100	313,400	346,800	364,500	
96	281,100	314,000	347,400	364,800	
97	282,000	314,700	347,800	365,400	
98	282,800	315,000	348,200	365,900	
99	283,500	315,600	348,700	366,400	
100	284,400	316,300	349,100	366,900	
101	285,200	316,700	349,600	367,500	
102	286,000	317,300	350,000	368,000	
103	286,800	317,900	350,500	368,500	
104	287,600	318,500	350,900	368,900	
105	288,300	318,900	351,200	369,500	
106	288,800	319,400	351,700	370,000	
107	289,300	319,900	352,100	370,500	
108	289,800	320,400	352,400	371,000	
109	290,000	320,800	352,900	371,600	
110	290,300	321,200	353,400	372,000	
111	290,500	321,500	353,900	372,500	
112	290,900	321,800	354,400	373,000	
113	291,200	322,200	354,900	373,600	
114	291,400	322,600	355,400		
115	291,800	323,000	355,900		
116	292,100	323,300	356,300		
117	292,400	323,500	356,700		
118	292,700	323,800	357,100		
119	293,000	324,200	357,600		
120	293,400	324,400	358,100		
121	293,700	324,600	358,500		
122	294,100	324,900	359,000		
123	294,400	325,200	359,500		
124	294,800	325,500	360,000		
125	295,000	325,700	360,300		
126	295,200	326,000			
127	295,500	326,400			
128	295,900	326,600			
129	296,100	326,700			
130	296,400	327,000			
131	296,800	327,400			
132	297,200	327,600			
133	297,400	327,900			
134	297,700	328,300			

	135	299,200	329,800					135	298,100	328,700				
	136	299,500	330,200					136	298,400	329,100				
	137	299,700	330,500					137	298,600	329,400				
	138	300,000	330,900					138	298,900	329,800				
	139	300,400	331,300					139	299,300	330,200				
	140	300,700	331,700					140	299,600	330,600				
	141	300,900	332,000					141	299,800	330,900				
	142	301,300	332,400					142	300,200	331,300				
	143	301,700	332,700					143	300,600	331,600				
	144	302,000	333,100					144	300,900	332,000				
	145	302,100	333,400					145	301,000	332,300				
	146	302,400	333,800					146	301,300	332,700				
	147	302,700	334,200					147	301,600	333,100				
	148	303,100	334,600					148	302,000	333,500				
	149	303,300	334,900					149	302,200	333,800				
	150	303,500	335,300					150	302,400	334,200				
	151	303,800	335,700					151	302,700	334,600				
	152	304,100	336,100					152	303,000	335,000				
	153	304,500	336,400					153	303,400	335,300				
	154	304,700						154	303,600					
	155	304,900						155	303,800					
	156	305,200						156	304,100					
	157	305,500						157	304,400					
	158	305,800						158	304,700					
	159	306,100						159	305,000					
	160	306,400						160	305,300					
	161	306,800						161	305,700					
	162	307,100						162	306,000					
	163	307,400						163	306,300					
	164	307,700						164	306,600					
	165	308,100						165	307,000					
	166	308,400						166	307,300					
	167	308,700						167	307,600					
	168	309,000						168	307,900					
	169	309,400						169	308,300					
再任用職員		233,900	254,200	261,400	271,600	287,900		再任用職員		232,700	253,100	260,300	270,500	286,800
備考 この表は、病院、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。							備考 この表は、病院、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。							

【第2条関係】

改正後（案）	現 行
（地域手当） <u>第12条 地域手当は、次項に規定する地域に在勤する職員に支給する。</u> <u>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、高松市に在勤する職員については、100分の6の割合を乗じて得た額とする。ただし、他の地方公共団体等に派遣され、その勤務場所が市外である職員の地域手当を算出する割合は、100分の3から100分の20までの範囲で市長が定める割合とする。</u> <u>第12条の2</u> _____医療職給料表(一)の適用を受ける	（地域手当） <u>第12条 地域手当は、</u>医療職給料表(一)の適用を受ける

職員には前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、100分の16を乗じて得た月額地域手当を支給する。

(単身赴任手当)

第16条の2 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、3万円を超えない範囲内で規則で定める額(規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額)とする。

3 国家公務員、職員以外の地方公務員その他の規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第29条 略

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。))において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の80

を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5

を乗じて得た額の総額

職員には

、当分の間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、100分の16を乗じて得た月額地域手当を支給する。

(勤勉手当)

第29条 略

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。))において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40を乗じて得た額の総額

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
1		140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
2		141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
3		142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
4		143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
5		144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
6		145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
7		146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
8		147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
9		149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
10		150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
11		151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
12		153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
13		154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
14		155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
15		157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
16		158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
17		160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
18		161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
19		163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
20		164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
21		166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
22		168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
23		171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
24		174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
25		176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
26		178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
27		180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
28		181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
29		183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
30		185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
31		186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
32		188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
33		190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
34		191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
35		193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
36		194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
37		196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
38		197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
39		198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
40		199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
41		201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
42		202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
43		203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
44		205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
45		206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
46		207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
1		140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
2		141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
3		142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
4		143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
5		144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
6		145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
7		146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
8		147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
9		149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
10		150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
11		151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
12		153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
13		154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
14		155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
15		157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
16		158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
17		160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
18		161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
19		163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
20		164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
21		166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
22		168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
23		171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
24		174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
25		176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
26		178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
27		180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
28		181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
29		183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
30		185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
31		186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
32		188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
33		190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
34		191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
35		193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
36		194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
37		196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
38		197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
39		198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
40		199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
41		201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
42		202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
43		203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
44		205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
45		206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
46		207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800

47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800	
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000	
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300	
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600	
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800	
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000	
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100		
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400		
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600		
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800		
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100		
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400		
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600		
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800		
94		293,600	341,400	380,400			
95		294,000	341,900	381,000			
96		294,400	342,300	381,600			
97		294,600	342,400	382,300			
98		294,900	342,900	382,900			
99		295,300	343,300	383,500			
100		295,700	343,600	384,100			
101		295,900	343,900	384,800			

47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800	
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000	
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300	
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600	
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800	
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000	
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100		
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400		
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600		
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800		
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100		
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400		
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600		
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800		
94		293,600	341,400	380,400			
95		294,000	341,900	381,000			
96		294,400	342,300	381,600			
97		294,600	342,400	382,300			
98		294,900	342,900	382,900			
99		295,300	343,300	383,500			
100		295,700	343,600	384,100			
101		295,900	343,900	384,800			

156

24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100
25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100
26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000
27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000
28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000
29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600
30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400
31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100
32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900
33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600
34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400
35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300
36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100
37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900
38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600
39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200
40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900
41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400	41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100
42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200	42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200
43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000	43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400
44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800	44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600
45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200	45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800
46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800	46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600
47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300	47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800
48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700	48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900
49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100	49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900
50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400	50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900
51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700	51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900
52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000	52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900
53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300	53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700
54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600	54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500
55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900	55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400
56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200	56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300
57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500	57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800
58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800	58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600
59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100	59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400
60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500	60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200
61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700	61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600
62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000	62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300
63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300	63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000
64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600	64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700
65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800	65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100
66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700	405,100	66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700
67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400	405,400	67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400
68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000	405,700	68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000
69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400	405,900	69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400
70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900		70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900
71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400		71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400
72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900		72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900
73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500		73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000		74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600		75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600
76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200		76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200
77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700		77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700
78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200		78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700		79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200		80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500		81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500
82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000		82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400		83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800		84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800
85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200		85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200
86		288,300	324,200	345,100			86		288,300	324,200	345,100	
87		288,500	324,400	345,400			87		288,500	324,400	345,400	
88		288,700	324,800	345,700			88		288,700	324,800	345,700	

	89		289,100	325,200	346,100		
	90		289,300	325,600	346,400		
	91		289,500	326,000	346,800		
	92		289,700	326,400	347,100		
	93		290,100	326,700	347,500		
	94		290,300	326,900	347,800		
	95		290,500	327,300	348,100		
	96		290,800	327,600	348,400		
	97		291,200	327,800	348,700		
	98		291,500	328,100	349,100		
	99		291,700	328,400	349,500		
	100		292,000	328,700	349,900		
	101		292,300	328,900	350,400		
	102		292,500	329,200	350,800		
	103		292,700	329,600	351,200		
	104		293,000	329,800	351,600		
	105		293,300	329,900	352,100		
	106			330,200	352,500		
	107			330,600	352,900		
	108			330,800	353,300		
	109			331,000	353,800		
	110			331,400	354,200		
	111			331,800	354,600		
	112			332,200	355,000		
	113			322,400	355,500		
再任用職員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600

備考 略

ウ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000

	89		289,100	325,200	346,100		
	90		289,300	325,600	346,400		
	91		289,500	326,000	346,800		
	92		289,700	326,400	347,100		
	93		290,100	326,700	347,500		
	94		290,300	326,900	347,800		
	95		290,500	327,300	348,100		
	96		290,800	327,600	348,400		
	97		291,200	327,800	348,700		
	98		291,500	328,100	349,100		
	99		291,700	328,400	349,500		
	100		292,000	328,700	349,900		
	101		292,300	328,900	350,400		
	102		292,500	329,200	350,800		
	103		292,700	329,600	351,200		
	104		293,000	329,800	351,600		
	105		293,300	329,900	352,100		
	106			330,200	352,500		
	107			330,600	352,900		
	108			330,800	353,300		
	109			331,000	353,800		
	110			331,400	354,200		
	111			331,800	354,600		
	112			332,200	355,000		
	113			322,400	355,500		
再任用職員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600

備考 略

ウ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500

23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100
24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600
25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300
26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700
27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200
28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500	28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800
29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300	29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200
30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000	30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700
31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900	31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100
32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700	32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600
33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400	33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200
34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100	34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700
35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900	35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300
36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600	36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800
37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200	37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500
38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900	38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100
39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700	39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600
40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500	40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200
41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000	41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400
42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500	42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900
43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000	43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400
44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300	44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800
45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400	45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400
46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500	46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400
47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600	47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900
48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800	48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200
49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100	49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600
50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200	50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000
51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400	51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300
52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500	52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700
53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700	53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200
54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700	54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400
55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800	55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500
56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900	56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700
57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000	57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800
58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500	58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700
59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100	59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700
60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500	60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700
61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100	61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300
62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600	62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100
63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000	63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900
64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500	64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700
65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100	65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400
66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500	66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100
67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800	67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900
68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100	68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600
69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500	69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200
70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800	429,900	70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800
71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500	430,200	71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500
72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100	430,500	72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100
73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800	430,900	73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800
74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300		74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300
75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900		75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900
76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400		76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400
77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800		77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800

78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400	78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400
79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900	79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900
80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200	80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200
81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500	81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500
82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000	82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000
83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400	83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400
84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700	84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700
85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000	85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000
86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500	86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500
87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000	87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000
88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400	88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400
89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700	89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700
90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100	90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100
91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600	91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600
92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000	92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000
93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400	93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400
94	280,400	313,800	347,200	365,200		94	280,400	313,800	347,200	365,200	
95	281,300	314,500	347,900	365,600		95	281,300	314,500	347,900	365,600	
96	282,300	315,100	348,500	365,900		96	282,300	315,100	348,500	365,900	
97	283,200	315,800	348,900	366,500		97	283,200	315,800	348,900	366,500	
98	284,000	316,100	349,300	367,000		98	284,000	316,100	349,300	367,000	
99	284,600	316,700	349,800	367,500		99	284,600	316,700	349,800	367,500	
100	285,500	317,400	350,200	368,000		100	285,500	317,400	350,200	368,000	
101	286,300	317,800	350,700	368,600		101	286,300	317,800	350,700	368,600	
102	287,100	318,400	351,100	369,100		102	287,100	318,400	351,100	369,100	
103	287,900	319,000	351,600	369,600		103	287,900	319,000	351,600	369,600	
104	288,700	319,600	352,000	370,000		104	288,700	319,600	352,000	370,000	
105	289,400	320,000	352,300	370,600		105	289,400	320,000	352,300	370,600	
106	289,900	320,500	352,800	371,100		106	289,900	320,500	352,800	371,100	
107	290,400	321,000	353,200	371,600		107	290,400	321,000	353,200	371,600	
108	290,900	321,500	353,500	372,100		108	290,900	321,500	353,500	372,100	
109	291,100	321,900	354,000	372,700		109	291,100	321,900	354,000	372,700	
110	291,400	322,300	354,500	373,100		110	291,400	322,300	354,500	373,100	
111	291,600	322,600	355,000	373,600		111	291,600	322,600	355,000	373,600	
112	292,000	322,900	355,500	374,100		112	292,000	322,900	355,500	374,100	
113	292,300	323,300	356,000	374,700		113	292,300	323,300	356,000	374,700	
114	292,500	323,700	356,500			114	292,500	323,700	356,500		
115	292,900	324,100	357,000			115	292,900	324,100	357,000		
116	293,200	324,400	357,400			116	293,200	324,400	357,400		
117	293,500	324,600	357,800			117	293,500	324,600	357,800		
118	293,800	324,900	358,200			118	293,800	324,900	358,200		
119	294,100	325,300	358,700			119	294,100	325,300	358,700		
120	294,500	325,500	359,200			120	294,500	325,500	359,200		
121	294,800	325,700	359,600			121	294,800	325,700	359,600		
122	295,200	326,000	360,100			122	295,200	326,000	360,100		
123	295,500	326,300	360,600			123	295,500	326,300	360,600		
124	295,900	326,600	361,100			124	295,900	326,600	361,100		
125	296,100	326,800	361,400			125	296,100	326,800	361,400		
126	296,300	327,100				126	296,300	327,100			
127	296,600	327,500				127	296,600	327,500			
128	297,000	327,700				128	297,000	327,700			
129	297,200	327,800				129	297,200	327,800			
130	297,500	328,100				130	297,500	328,100			
131	297,900	328,500				131	297,900	328,500			
132	298,300	328,700				132	298,300	328,700			

	133	298,500	329,000						133	298,500	329,000					
	134	298,800	329,400						134	298,800	329,400					
	135	299,200	329,800						135	299,200	329,800					
	136	299,500	330,200						136	299,500	330,200					
	137	299,700	330,500						137	299,700	330,500					
	138	300,000	330,900						138	300,000	330,900					
	139	300,400	331,300						139	300,400	331,300					
	140	300,700	331,700						140	300,700	331,700					
	141	300,900	332,000						141	300,900	332,000					
	142	301,300	332,400						142	301,300	332,400					
	143	301,700	332,700						143	301,700	332,700					
	144	302,000	333,100						144	302,000	333,100					
	145	302,100	333,400						145	302,100	333,400					
	146	302,400	333,800						146	302,400	333,800					
	147	302,700	334,200						147	302,700	334,200					
	148	303,100	334,600						148	303,100	334,600					
	149	303,300	334,900						149	303,300	334,900					
	150	303,500	335,300						150	303,500	335,300					
	151	303,800	335,700						151	303,800	335,700					
	152	304,100	336,100						152	304,100	336,100					
	153	304,500	336,400						153	304,500	336,400					
	154	304,700							154	304,700						
	155	304,900							155	304,900						
	156	305,200							156	305,200						
	157	305,500							157	305,500						
	158	305,800							158	305,800						
	159	306,100							159	306,100						
	160	306,400							160	306,400						
	161	306,800							161	306,800						
	162	307,100							162	307,100						
	163	307,400							163	307,400						
	164	307,700							164	307,700						
	165	308,100							165	308,100						
	166	308,400							166	308,400						
	167	308,700							167	308,700						
	168	309,000							168	309,000						
	169	309,400							169	309,400						
再任 用職員		233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000		再任 用職員		233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	
備考 略									備考 略							

【議案第 36 号関係】

三豊市職員等の旅費に関する条例(平成 18 年三豊市条例第 64 号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後（案）	現 行
(旅費の種類) 第6条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、<u>移転料、着後手当、扶養親族移転料</u>及び旅費雑費とする。 2～9 略 <u>10 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。</u> <u>11 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、実費額又は定額により支給する。</u> <u>12 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。</u> (移転料) 第19条の2 移転料の額は、次に掲げる額による。 (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額 (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額 (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することのできる前号に規定する額に相当する額の合計額） 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。 3 出張命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。 (着後手当) 第19条の3 着後手当の額は、赴任後直ちに自ら居所するための住宅（貸間を含む。）に入居できない場合その他の特別の事情がある場合には、当該特別の事情がある期間に係る日当及び宿泊料に相当する額とする。ただし、1回の赴任につき別表第1の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分を超えることができない。 (扶養親族移転料) 第19条の4 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。 (1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額 ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当（前条に規定する場合に限る。以下この条において同じ。）の3	(旅費の種類) 第6条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料_____及び旅費雑費とする。 2～9 略

分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに相当する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の航空賃の2分の1に相当する額（3歳以上の者が航空旅行により移転する場合に限る。）並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃及び車賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第19条の2第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

2 前項第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなす。

別表第1(第15条―第18条関係)

略

別表第2（第19条の2関係）

移転料

（単位：円）

<u>鉄道</u> <u>50キ</u> <u>ロメ</u> <u>ート</u> <u>ル未</u> <u>満</u>	<u>鉄道</u> <u>50キ</u> <u>ロメ</u> <u>ート</u> <u>ル以</u> <u>上</u> <u>100</u> <u>キロ</u> <u>メー</u> <u>トル</u> <u>未満</u>	<u>鉄道</u> <u>100</u> <u>キロ</u> <u>メー</u> <u>トル</u> <u>以上</u> <u>300</u> <u>キロ</u> <u>メー</u> <u>トル</u> <u>未満</u>	<u>鉄道</u> <u>300</u> <u>キロ</u> <u>メー</u> <u>トル</u> <u>以上</u> <u>500</u> <u>キロ</u> <u>メー</u> <u>トル</u> <u>未満</u>	<u>鉄道</u> <u>500</u> <u>キロ</u> <u>メー</u> <u>トル</u> <u>以上</u> <u>1,00</u> <u>0キ</u> <u>ロメ</u> <u>ート</u> <u>ル未</u> <u>満</u>	<u>鉄道</u> <u>1,00</u> <u>0キ</u> <u>ロメ</u> <u>ート</u> <u>ル以</u> <u>上</u> <u>1,50</u> <u>0キ</u> <u>ロメ</u> <u>ート</u> <u>ル未</u> <u>満</u>	<u>鉄道</u> <u>1,50</u> <u>0キ</u> <u>ロメ</u> <u>ート</u> <u>ル以</u> <u>上</u> <u>2,00</u> <u>0キ</u> <u>ロメ</u> <u>ート</u> <u>ル未</u> <u>満</u>	<u>鉄道</u> <u>2,00</u> <u>0キ</u> <u>ロメ</u> <u>ート</u> <u>ル以</u> <u>上</u>
<u>126,</u> <u>000</u>	<u>144,</u> <u>000</u>	<u>178,</u> <u>000</u>	<u>220,</u> <u>000</u>	<u>292,</u> <u>000</u>	<u>306,</u> <u>000</u>	<u>328,</u> <u>000</u>	<u>381,</u> <u>000</u>

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす。

別表 (第15条―第18条関係)

略

【議案第 37 号関係】

三豊市詫間町箱浦ビジターハウス条例(平成 18 年三豊市条例第 182 号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)							現 行						
別表(第8条関係)							別表(第8条関係)						
(単位：円)							(単位：円)						
利用時間 室名	午前 9：00～ 12：00	午後 13：00 ～17： 00	夜間 18：00 ～22： 00	午前・ 午後 9：00 ～17： 00	午後・ 夜間 13：00 ～22： 00	全日 9：00 ～22： 00	利用時間 室名	午前 9：00～ 12：00	午後 13：00 ～17： 00	夜間 18：00 ～22： 00	午前・ 午後 9：00 ～17： 00	午後・ 夜間 13：00 ～22： 00	全日 9：00 ～22： 00
うらし ま	2,200	2,940	4,410	5,140	7,350	9,550	うらし ま	2,200	2,940	4,410	5,140	7,350	9,550
おとひ め	2,200	2,940	4,410	5,140	7,350	9,550	おとひ め	2,200	2,940	4,410	5,140	7,350	9,550
会議室 (洋)	840	1,120	1,680	1,960	2,800	3,640							
調理実 習室	1,800	2,400	3,600	4,200	6,000	7,800							

【議案第 38 号関係】

三豊市人権擁護条例(平成 18 年三豊市条例第 131 号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後（案）	現 行
（定義） 第2条 この条例において「差別」とは、部落差別、障害者差別、女性差別等をいう。 （審議会） 第6条 市は、第4条に規定する施策の推進についての重要事項を審議するため、三豊市人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を置く。 2 審議会の組織及び運営については、規則で定める。	（定義） 第2条 この条例において「差別」とは、部落差別、身体障害者差別、女性差別等をいう。 （審議会） 第6条 市は、第4条に規定する施策の推進についての重要事項を審議するため、三豊市人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を置く。 2 審議会の組織及び運営については、別に規則で定める。

【議案第 39 号関係】

三豊市特定教育・保育施設の利用に関する選考委員会設置条例(平成26年三豊市条例第29号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後（案）	現 行
○<u>三豊市特定教育・保育施設等の利用に関する選考委員会設置条例</u> （設置） 第1条 <u>市の区域内</u>の特定教育・保育施設<u>及び特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）</u>の利用者の選考を厳正公平に行うため、三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年三豊市条例第21号)第6条第2項、<u>第3項及び第39条第2項</u>の規定に基づき、<u>三豊市特定教育・保育施設等の利用に関する選考委員会</u>(以下「選考委員会」という。)を設置する。 （所掌事務） 第2条 選考委員会は、<u>特定教育・保育施設等</u>の利用者の選考に関する事務を処理するものとする。	○<u>三豊市特定教育・保育施設の利用に関する選考委員会設置条例</u> （設置） 第1条 <u>三豊市内</u>の特定教育・保育施設_____の利用者の選考を厳正公平に行うため、三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年三豊市条例第21号)第6条第2項<u>及び第3項</u>の規定に基づき、<u>三豊市特定教育・保育施設の利用に関する選考委員会</u>（以下「選考委員会」という。）を設置する。 （所掌事務） 第2条 選考委員会は、<u>特定教育・保育施設</u>の利用者の選考に関する事務を処理するものとする。

【附則第2項関係】 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号) 一部改正

改正後（案）	現 行																
別表(第2条関係) (単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td><u>三豊市特定教育・保育施設等の利用に関する選考委員会</u></td><td>日額 8,000</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table> 備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。	区分	報酬額	略		<u>三豊市特定教育・保育施設等の利用に関する選考委員会</u>	日額 8,000	略		別表(第2条関係) (単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td><u>三豊市特定教育・保育施設の利用に関する選考委員会</u></td><td>日額 8,000</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table> 備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。	区分	報酬額	略		<u>三豊市特定教育・保育施設の利用に関する選考委員会</u>	日額 8,000	略	
区分	報酬額																
略																	
<u>三豊市特定教育・保育施設等の利用に関する選考委員会</u>	日額 8,000																
略																	
区分	報酬額																
略																	
<u>三豊市特定教育・保育施設の利用に関する選考委員会</u>	日額 8,000																
略																	

【議案第 40 号関係】

三豊市産地形成促進施設条例(平成 18 年三豊市条例第 157 号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行																								
(利用の許可の基準) 第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、産地形成促進施設の利用を許可しないものとする。 (1) 略 (2) 施設、設備、器具等を毀損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 (3) 略 (行為の制限等) 第11条 産地形成促進施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 略 (2) 施設、設備、器具等を毀損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為 (3)～(6) 略 2 略 (賠償) 第13条 産地形成促進施設の施設、備品等を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、市長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 2 略 別表第1(第2条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三豊市高瀬町産地形成促進施設</td><td>三豊市高瀬町上高瀬769番地2</td></tr> <tr> <td>三豊市山本町産地直売所</td><td>三豊市山本町神田3549番地1</td></tr> <tr> <td>(削除)</td><td></td></tr> <tr> <td>たからだの里「物産館」</td><td>三豊市財田町財田上180番地6</td></tr> </tbody> </table> 別表第2(第7条関係) 1～2 略 (削除) 3 略	名称	位置	三豊市高瀬町産地形成促進施設	三豊市高瀬町上高瀬769番地2	三豊市山本町産地直売所	三豊市山本町神田3549番地1	(削除)		たからだの里「物産館」	三豊市財田町財田上180番地6	(利用の許可の基準) 第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、産地形成促進施設の利用を許可しないものとする。 (1) 略 (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 (3) 略 (行為の制限等) 第11条 産地形成促進施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 略 (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為 (3)～(6) 略 2 略 (賠償) 第13条 産地形成促進施設の施設、備品等をき損し、汚損し、又は滅失した者は、市長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 2 略 別表第1(第2条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三豊市高瀬町産地形成促進施設</td><td>三豊市高瀬町上高瀬769番地2</td></tr> <tr> <td>三豊市山本町産地直売所</td><td>三豊市山本町神田3549番地1</td></tr> <tr> <td><u>三豊市三野ふれあい産直市</u></td><td><u>三豊市三野町下高瀬1944番地8</u></td></tr> <tr> <td>たからだの里「物産館」</td><td>三豊市財田町財田上180番地6</td></tr> </tbody> </table> 別表第2(第7条関係) 1～2 略 <u>3 三豊市三野ふれあい産直市</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th><th>利用料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>農産物直売所</u></td><td><u>売上金額の20%以内</u></td></tr> </tbody> </table> <u>4</u> 略	名称	位置	三豊市高瀬町産地形成促進施設	三豊市高瀬町上高瀬769番地2	三豊市山本町産地直売所	三豊市山本町神田3549番地1	<u>三豊市三野ふれあい産直市</u>	<u>三豊市三野町下高瀬1944番地8</u>	たからだの里「物産館」	三豊市財田町財田上180番地6	室名	利用料金	<u>農産物直売所</u>	<u>売上金額の20%以内</u>
名称	位置																								
三豊市高瀬町産地形成促進施設	三豊市高瀬町上高瀬769番地2																								
三豊市山本町産地直売所	三豊市山本町神田3549番地1																								
(削除)																									
たからだの里「物産館」	三豊市財田町財田上180番地6																								
名称	位置																								
三豊市高瀬町産地形成促進施設	三豊市高瀬町上高瀬769番地2																								
三豊市山本町産地直売所	三豊市山本町神田3549番地1																								
<u>三豊市三野ふれあい産直市</u>	<u>三豊市三野町下高瀬1944番地8</u>																								
たからだの里「物産館」	三豊市財田町財田上180番地6																								
室名	利用料金																								
<u>農産物直売所</u>	<u>売上金額の20%以内</u>																								

【議案第 41 号関係】

三豊市市営住宅設置及び管理条例(平成 18 年三豊市条例第 202 号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)						現 行					
別表(第3条関係)						別表(第3条関係)					
1 公営住宅						1 公営住宅					
高瀬地区 略						高瀬地区 略					
山本地区 略						山本地区 略					
三野地区 略						三野地区 略					
豊中地区						豊中地区					
名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考	名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考
(削除)						片山団地	昭和48年度	豊中町上高野2575番地2	簡易耐火構造平屋建	4	
薙打団地	昭和50年度	豊中町岡本1750番地1	簡易耐火構造平屋建	6		薙打団地	昭和50年度	豊中町岡本1750番地1	簡易耐火構造平屋建	6	
略						略					
詫間地区						詫間地区					
名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考	名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考
中郷団地	昭和36年度	詫間町詫間1213番地2	木造平屋建	5		中郷団地	昭和36年度	詫間町詫間1213番地2	木造平屋建	5	
の場団地	昭和36年度	詫間町詫間339番地	木造平屋建	9		の場団地	昭和36年度	詫間町詫間339番地	木造平屋建	9	
(削除)						城下団地	昭和37年度	詫間町詫間3823番地1	木造平屋建	2	
松崎東団地	昭和39年度	詫間町松崎165番地1	木造平屋建	12		松崎東団地	昭和39年度	詫間町松崎165番地1	木造平屋建	12	
略						略					
仁尾地区 略						仁尾地区 略					
財田地区 略						財田地区 略					
2 改良住宅 略						2 改良住宅 略					
3 特定公共賃貸住宅 略						3 特定公共賃貸住宅 略					
4 更新住宅 略						4 更新住宅 略					

【議案第 42 号関係】

三豊市公民館条例(平成 18 年三豊市条例第 212 号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後（案）	現 行																									
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)																									
(1) 公民館	(1) 公民館																									
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>三豊市仁尾町公民館</td><td><u>三豊市仁尾町仁尾辛34番地2</u></td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	名称	位置	略		三豊市仁尾町公民館	<u>三豊市仁尾町仁尾辛34番地2</u>	略		<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>三豊市仁尾町公民館</td><td><u>三豊市仁尾町仁尾丁296番地1</u></td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	名称	位置	略		三豊市仁尾町公民館	<u>三豊市仁尾町仁尾丁296番地1</u>	略										
名称	位置																									
略																										
三豊市仁尾町公民館	<u>三豊市仁尾町仁尾辛34番地2</u>																									
略																										
名称	位置																									
略																										
三豊市仁尾町公民館	<u>三豊市仁尾町仁尾丁296番地1</u>																									
略																										
(2) 略	(2) 略																									
別表第2(第11条関係)	別表第2(第11条関係)																									
(1) 略	(1) 略																									
(削除)	(2) <u>三豊市仁尾町公民館使用料</u> (単位：1時間当たり)																									
	<table><tr><th rowspan="2">施設区分 時間区分</th><th>昼間</th><th>夜間</th></tr><tr><td><u>午前9時から午後5時まで</u></td><td><u>午後5時から午後10時まで</u></td></tr><tr><td>会議室</td><td><u>200円</u></td><td><u>280円</u></td></tr></table>	施設区分 時間区分	昼間	夜間	<u>午前9時から午後5時まで</u>	<u>午後5時から午後10時まで</u>	会議室	<u>200円</u>	<u>280円</u>																	
施設区分 時間区分	昼間		夜間																							
	<u>午前9時から午後5時まで</u>	<u>午後5時から午後10時まで</u>																								
会議室	<u>200円</u>	<u>280円</u>																								
(2) 三豊市財田町公民館使用料 略	(3) 三豊市財田町公民館使用料 略																									
(3) 三豊市高瀬町公民館上高瀬分館使用料 略	(4) 三豊市高瀬町公民館上高瀬分館使用料 略																									
(4) 三豊市高瀬町公民館勝間分館使用料 略	(5) 三豊市高瀬町公民館勝間分館使用料 略																									
(5) <u>三豊市高瀬町公民館比地二分館使用料</u> (単位：1時間当たり)																										
<table><tr><th rowspan="2">施設区分 時間区分</th><th>昼間</th><th>夜間</th></tr><tr><td><u>午前8時30分から午後5時まで</u></td><td><u>午後5時から午後10時まで</u></td></tr><tr><td>第1会議室</td><td><u>250円</u></td><td><u>350円</u></td></tr><tr><td>第2会議室</td><td><u>600</u></td><td><u>840</u></td></tr><tr><td>第3会議室</td><td><u>350</u></td><td><u>490</u></td></tr><tr><td>第5会議室</td><td><u>200</u></td><td><u>280</u></td></tr><tr><td>栄養指導実習室</td><td><u>500</u></td><td><u>700</u></td></tr></table>	施設区分 時間区分	昼間	夜間	<u>午前8時30分から午後5時まで</u>	<u>午後5時から午後10時まで</u>	第1会議室	<u>250円</u>	<u>350円</u>	第2会議室	<u>600</u>	<u>840</u>	第3会議室	<u>350</u>	<u>490</u>	第5会議室	<u>200</u>	<u>280</u>	栄養指導実習室	<u>500</u>	<u>700</u>						
施設区分 時間区分		昼間	夜間																							
	<u>午前8時30分から午後5時まで</u>	<u>午後5時から午後10時まで</u>																								
第1会議室	<u>250円</u>	<u>350円</u>																								
第2会議室	<u>600</u>	<u>840</u>																								
第3会議室	<u>350</u>	<u>490</u>																								
第5会議室	<u>200</u>	<u>280</u>																								
栄養指導実習室	<u>500</u>	<u>700</u>																								
(6) 略	(6) 略																									
(7) <u>三豊市三野町公民館大見分館使用料</u> (単位：1時間当たり)	(7) <u>三豊市三野町公民館大見分館使用料</u> (単位：1時間当たり)																									
<table><tr><th rowspan="2">施設区分 時間区分</th><th>昼間</th><th>夜間</th></tr><tr><td><u>午前8時30分から午後5時まで</u></td><td><u>午後5時から午後10時まで</u></td></tr><tr><td>大会議室</td><td><u>1,400円</u></td><td><u>1,960円</u></td></tr><tr><td>料理実習室</td><td><u>350</u></td><td><u>490</u></td></tr><tr><td>講座室（和室）</td><td><u>350</u></td><td><u>490</u></td></tr><tr><td>講座室（洋室）</td><td><u>350</u></td><td><u>490</u></td></tr></table>	施設区分 時間区分	昼間	夜間	<u>午前8時30分から午後5時まで</u>	<u>午後5時から午後10時まで</u>	大会議室	<u>1,400円</u>	<u>1,960円</u>	料理実習室	<u>350</u>	<u>490</u>	講座室（和室）	<u>350</u>	<u>490</u>	講座室（洋室）	<u>350</u>	<u>490</u>	<table><tr><th rowspan="2">施設区分 時間区分</th><th>昼間</th><th>夜間</th></tr><tr><td><u>午前8時30分から午後5時まで</u></td><td><u>午後5時から午後10時まで</u></td></tr><tr><td>会議室</td><td><u>200円</u></td><td><u>280円</u></td></tr></table>	施設区分 時間区分	昼間	夜間	<u>午前8時30分から午後5時まで</u>	<u>午後5時から午後10時まで</u>	会議室	<u>200円</u>	<u>280円</u>
施設区分 時間区分		昼間	夜間																							
	<u>午前8時30分から午後5時まで</u>	<u>午後5時から午後10時まで</u>																								
大会議室	<u>1,400円</u>	<u>1,960円</u>																								
料理実習室	<u>350</u>	<u>490</u>																								
講座室（和室）	<u>350</u>	<u>490</u>																								
講座室（洋室）	<u>350</u>	<u>490</u>																								
施設区分 時間区分	昼間	夜間																								
	<u>午前8時30分から午後5時まで</u>	<u>午後5時から午後10時まで</u>																								
会議室	<u>200円</u>	<u>280円</u>																								
(8) <u>三豊市三野町公民館吉津分館使用料</u> (単位：1時間当たり)	(8) <u>三豊市豊中町公民館桑山分館、比地大分館、笠田分館、上高野分館及び本山分館使用料</u> (単位：1時間当たり)																									

施設区分	時間区分	昼間	夜間
		午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
集会室		1,200円	1,680円
教養娯楽室		600	840
生活相談室		200	280
健康相談室		150	210
機能回復訓練室		250	350
母子講習室1		250	350
母子講習室2		300	420
母子家族計画指導室		250	350
母子栄養指導室		200	280
母子保健指導相談室		200	280

(9) 三豊市豊中町公民館桑山分館使用料

(単位：1時間当たり)

施設区分	時間区分	昼間	夜間
		午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
会議室		600円	840円
ミーティングルーム		300	420
小会議室1		350	490
小会議室2		350	490

(10) 三豊市豊中町公民館比地大分館使用料

(単位：1時間当たり)

施設区分	時間区分	昼間	夜間
		午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
大会議室		600円	840円
小会議室1		300	420
小会議室2		300	420
和室		300	420
調理室		100	140

(11) 三豊市豊中町公民館笠田分館使用料

(単位：1時間当たり)

施設区分	時間区分	昼間	夜間
		午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
大会議室		600円	840円
小会議室1		350	490
小会議室2		350	490
小会議室3		350	490

(12) 三豊市豊中町公民館本山分館使用料

(単位：1時間当たり)

施設区分	時間区分	昼間	夜間
		午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
大会議室		700円	980円
談話室		350	490
会議室1		350	490
会議室2		350	490

(13) 三豊市詫間町公民館第3分館使用料

(単位：1時間当たり)

施設区分	時間区分	昼間	夜間
		午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
各分館		400円	560円

施設区分 \ 時間区分	昼間	夜間
	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
第1会議室	250円	350円
大会議室	900	1,260
第1学習室	300	420
第2学習室	300	420
木彫室	300	420

備考 略

備考 略

【議案第 43 号関係】

三豊市豊中町芙蓉文化の里館条例(平成 18 年三豊市条例第 216 号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後（案）	現 行																																																	
（呼称） 第3条 この条例において三豊市豊中町芙蓉文化の里館(以下「文化会館」という。)とは、音楽室_____及び図書館を総称するものとする。ただし、図書館の設置及び管理に関し必要な事項は、別に定める。 （使用料） 第12条 文化会館の使用料は、<u>別表</u>_____に定めるとおりとし、利用前に納付しなければならない。ただし、教育委員会において特別の理由があると認めたときは、使用料を後納することができる。 <u>別表(第12条関係)</u> (単位:円) <table><tr><th>時間区分</th><th>午前9時から午後10時まで(1時間当たり)</th><th>全日(午前9時から午後10時まで)</th></tr><tr><td>施設区分</td><td></td><td></td></tr><tr><td>音楽室</td><td>400</td><td>5,000</td></tr></table> <u>備考</u> 1 市外在住者及び営利を目的として利用する場合は、<u>使用料の2倍の額とする。</u> 2 冷房又は暖房を利用したときは、<u>使用料の40パーセントを加えた額とする。</u> (削除)	時間区分	午前9時から午後10時まで(1時間当たり)	全日(午前9時から午後10時まで)	施設区分			音楽室	400	5,000	（呼称） 第3条 この条例において三豊市豊中町芙蓉文化の里館(以下「文化会館」という。)とは、音楽室、<u>工作室、陶芸室</u>及び図書館を総称するものとする。ただし、図書館の設置及び管理に関し必要な事項は、別に定める。 （使用料） 第12条 文化会館の使用料は、<u>別表第1及び別表第2</u>に定めるとおりとし、利用前に納付しなければならない。ただし、教育委員会において特別の理由があると認めたときは、使用料を後納することができる。 <u>別表第1(第12条関係)</u> <u>三豊市豊中町芙蓉文化の里館使用料</u> (単位:1時間当たり) <table><tr><th>時間区分</th><th>午前 午前9時から正午まで</th><th>午後 午後1時から午後5時まで</th><th>夜間 午後6時から午後10時まで</th><th>全日 午前9時から午後10時まで</th></tr><tr><td>施設区分</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>音楽室</td><td>400</td><td>400</td><td>400</td><td>5,000</td></tr><tr><td>工作室</td><td>500</td><td>500</td><td>500</td><td>6,000</td></tr><tr><td>陶芸室</td><td>500</td><td>500</td><td>500</td><td>6,000</td></tr></table> (備考) 1 全日の使用料は、午前9時から午後10時まで引き続き使用した場合に適用する。 2 市外在住者及び営利を目的として利用する場合は、<u>使用料の2倍の額とする。</u> 3 冷房又は暖房を利用したときは、<u>使用料の40パーセントを加えた額とする。</u> <u>別表第2(第12条関係)</u> <u>特別設備器具等使用料</u> <table><tr><th>設備機具区分</th><th>時間区分 時間又は1回当たり</th><th>金額</th></tr><tr><td>ガス窯</td><td>1回につき</td><td>実費</td></tr><tr><td>電気窯</td><td>1回につき</td><td>実費</td></tr><tr><td>炭焼窯</td><td>1回につき</td><td>実費</td></tr><tr><td>その他の設備備品</td><td>1時間当たり</td><td>1,000円</td></tr></table>	時間区分	午前 午前9時から正午まで	午後 午後1時から午後5時まで	夜間 午後6時から午後10時まで	全日 午前9時から午後10時まで	施設区分					音楽室	400	400	400	5,000	工作室	500	500	500	6,000	陶芸室	500	500	500	6,000	設備機具区分	時間区分 時間又は1回当たり	金額	ガス窯	1回につき	実費	電気窯	1回につき	実費	炭焼窯	1回につき	実費	その他の設備備品	1時間当たり	1,000円
時間区分	午前9時から午後10時まで(1時間当たり)	全日(午前9時から午後10時まで)																																																
施設区分																																																		
音楽室	400	5,000																																																
時間区分	午前 午前9時から正午まで	午後 午後1時から午後5時まで	夜間 午後6時から午後10時まで	全日 午前9時から午後10時まで																																														
施設区分																																																		
音楽室	400	400	400	5,000																																														
工作室	500	500	500	6,000																																														
陶芸室	500	500	500	6,000																																														
設備機具区分	時間区分 時間又は1回当たり	金額																																																
ガス窯	1回につき	実費																																																
電気窯	1回につき	実費																																																
炭焼窯	1回につき	実費																																																
その他の設備備品	1時間当たり	1,000円																																																

【議案第 44 号関係】

三豊市武道館条例(平成 18 年三豊市条例第 237 号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後（案）	現 行						
（名称及び位置） 第2条 武道館の名称及び位置は、次のとおりとする。 (削除) (1) 名称 三豊市武道館 (2) 位置 三豊市詫間町詫間3560番地39	（名称及び位置） 第2条 武道館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>三豊市高瀬町武道館</td><td>三豊市高瀬町下勝間2691番地1</td></tr><tr><td>三豊市詫間町武道館</td><td>三豊市詫間町詫間3560番地39</td></tr></table>	名称	位置	三豊市高瀬町武道館	三豊市高瀬町下勝間2691番地1	三豊市詫間町武道館	三豊市詫間町詫間3560番地39
名称	位置						
三豊市高瀬町武道館	三豊市高瀬町下勝間2691番地1						
三豊市詫間町武道館	三豊市詫間町詫間3560番地39						

【議案第 47 号関係】

香川県広域水道事業体設立準備協議会規約(平成27年5月29日総務省届出) 一部変更 新旧対照表
(抄)

改正後（案）	現 行
(協議会を設ける団体) 第3条 この協議会は、香川県、高松市、丸亀市、<u>坂出市、善通寺市</u>、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町(以下「関係団体」という。)が、これを設ける。 (組織) 第6条 協議会は、次の人員をもって組織する。 (1)・(2) 略 (3) 委 員 <u>15名</u>	(協議会を設ける団体) 第3条 この協議会は、香川県、高松市、丸亀市 _____、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町(以下「関係団体」という。)が、これを設ける。 (組織) 第6条 協議会は、次の人員をもって組織する。 (1)・(2) 略 (3) 委 員 <u>13名</u>